内部資料

開発調査及びプロジェクト方式技術協力の案件選定基準作成に関する基礎調査

報　告　書

平成４年３月

国際協力事業団
国際協力総合研修所
企　画　部

PLI
SC

内部資料

開発調査及びプロジェクト方式技術協力の案件選定基準作成に関する基礎調査

報　告　書

JICA LIBRARY
1110431[2]

平成４年３月

国際協力事業団
国際協力総合研修所
企　画　部

国際協力事業団
25886

目　次

Ⅰ．調査の概要 …… 1

1. 調査の背景と目的 …… 1

2. 平成２年度における検討内容 …… 1

3. 平成３年度における検討内容 …… 2

Ⅱ．平成３年度のヒアリング結果 …… 2

1. 開発調査 …… 2

2. プロジェクト方式技術協力 …… 5

Ⅲ．要請案件検討書（案）の検討 …… 7

1. 要請案件検討書（案）作成にあたっての配慮事項 …… 7

2. 要請案件検討書（案）及び記入要領（案） …… 7

(1) 開発調査案件の要請案件検討書（案） …… 8

(2) 開発調査案件の要請案件検討書記入要領（案） …… 9

(3) プロジェクト方式技術協力の要請案件検討書（案） …… 23

(4) プロジェクト方式技術協力の要請案件検討書記入要領（案） …… 24

3. 平成２年度作成の審査項目素案と平成３年度作成の要請案件検討書（チェックリスト）（案）との比較 …… 37

(1) 開発調査案件の要請案件検討書（案） …… 37

(2) プロジェクト方式技術協力の要請案件検討書（案） …… 37

Ⅳ．参考資料 …… 38

別添１　「ＪＩＣＡ、ＤＡＣ原則、ＯＦＣＦ、ＵＮＤＰ、ＵＳＡＩＤの選定審査基準の比較表」 …… 39

別添２　「開発調査案件選定の現状」 …… 43

別添３　「プロジェクト方式技術協力案件選定の現状」 …… 52

別添４　「開発調査案件審査項目（案）」 …… 60

別添５　「プロジェクト方式技術協力案件審査項目（案）」 …… 62

別添６　「平成４年度開発調査要請案件検討書」 …… 64

別添７　「平成４年度プロジェクト方式技術協力要請案件検討書」 …… 65

Ⅰ. 調査の概要

1. 調査の背景と目的

近年の開発途上国内外の社会・経済状況の変化に伴い、開発ニーズが多様化・高度化してきており、開発途上諸国の国情に応じたきめ細かい対応を図る必要性が高まってきている。

国際協力事業団（ＪＩＣＡ）においては、これに対処するため、国別の事業実施体制を整備する一環として、平成元年度より在外事務所所在国について毎年度に「国別援助実施指針」及び「国別事業実施基本計画」を策定している。また、関係事業部と連携して同指針・基本計画や要請案件の検討を行うため、企画部は平成２年度より「国別協力検討会」を発足させ、異なる事業形態間の連携強化、情報交換の促進を図っている。

また、個々の事業（プロジェクト）をみても、そのアイデアの発生から計画、審査、実施、評価という一連の流れ（プロジェクト・サイクル）全体の総合的な管理が重要となっている。特に、案件の発掘・形成、新規案件の選定は、プロジェクトの概念を形成し、その後のプロジェクトの実施可能性とその効果を確認するものであり、プロジェクトの成否を左右する重要な段階である。

このような状況において、ＪＩＣＡとして統一的視点から案件の発掘形成、新規案件の選定を行う必要性が強まっている。

このため、開発調査事業及びプロジェクト方式技術協力事業の新規案件の検討、選定、審査に必要な基準を作成し、効果的な国別事業運営等援助効率促進に資することを目的として、新規案件選定審査基準に係る調査・検討を平成２年度～平成３年度の２年度にかけて実施することとした。

2. 平成２年度における検討内容

平成２年度は以下の４項目についての調査・検討を行った。

① 各援助機関の案件選定審査基準の比較

〔参照：別添１「ＪＩＣＡ、ＤＡＣ原則、ＯＥＣＦ、ＵＮＤＰ、ＵＳＡＩＤの選定審査基準の比較表」～（注：ＪＩＣＡについては、平成３年度の成果品をもとに比較したもの）〕

② ＪＩＣＡ開発調査案件及びプロジェクト方式技術協力の案件選定の現状

〔参照：別添２「開発調査案件選定の現状」

別添３「プロジェクト方式技術協力案件選定の現状」〕

③　①～②の調査結果及び関係各事業部に対するヒアリング結果に基づいて、案件の選定・審査項目の素案の作成

〔審査項目（チェックリスト）素案は別添４及び５のとおり〕

④　①～③の検討結果に基づいた、要請案件検討書（試案）の作成

〔別添６及び７参照〕

3.　平成３年度における検討内容

平成３年度は、平成２年度の検討を踏まえて、要請案件検討書（案）ならびに記入要領（案）〔評価基準を含む〕を作成した。即ち、上記2.④の試案を、実際に企画部及び各事業部で試用してみた結果、判明した検討書様式の問題点、記入上の問題点等を各事業部に対するヒアリングにより確認し（３～６頁参照）、これを踏まえて様式の改善を行い要請案件検討書（案）を作成した。

また、検討書に記入する場合の記入者による誤解、語句の解釈の不統一、記入方法等のバラツキを防止し、検討書様式に不慣れの職員でも記入し易くするため、記入要領（案）を作成し、さらに評価の統一を図るため、評価基準も作成した。

Ⅱ．平成３年度のヒアリング結果

1.　開発調査

要請案件検討書見直しのヒアリングで得られた各部意見等
（開発調査）

	農林水産開発調査部	社会開発調査部		鉱工業計画調査部
全体の構成及び選定のプロセス	・企画部と業務部が共同で検討書をつくる。 要請の概要、相手国ニーズとの整合性、環境・ＷＩＤ・貧困等の部分は企画部が作成し、業務部はチェックのみ。 プロファイ実施は業務部。 ・業務部は一次評価を行う。 ・平成３年度は 100件以上の案件検討を行った。人手不足で調書・ＴＯＲが充分検討できないこともあった。	・現在は一次評価を企画部が行い、それをベースに総合評価が行われる形になっている。これを、事業部がさきに評価し、次に企画部が、さらに国別検討会で評価する形にするよう希望する。 ・年間取扱件数は 200数件あり、これを約１ヵ月で検討している。 ・原則的には、現状のフォームで問題はないと思われる。	・このフォームの記入あるいは使用にあたってのマニュアル・ガイドラインのきめ細かいものの整備が望ましい。	・年間要請案件数は近年85～220の間を変動しており、４月に評価し、15～20件を採択している。地域別、国別、セクター別に均一化するよう配慮している。 ・鉱工業では部内案件検討会を組織しており、年間５回の会合で案件の選定を５段階で行っている。
要請の概要について				
(1) 相手国のニーズとの整合性	・指針策定対象国以外は資料不足のため、統一的判断は難しい。 ・現地でのＴＯＲ作成時に評価が容易に出来るような統一様式をつくることが必要。	・指針策定対象国以外は、情報が少なく、判断が困難である。 ・採否の基準があいまい。	・指針策定対象国以外に対しても整合性をチェックする対象、判断の仕方等に対するマニュアル、指標がほしい。	・企画部がどう評価したか書く欄が必要。 ・ガイドラインを見なくても記述方法がわかるようにしたらどうか。（例が提案されている。）
(2) プロジェクトの妥当性	・基本的にはＴＯＲで判断。国によって判断基準が異なり、定性化が難しい。 ・実現可能性については技術的に可能でも経済的に難しいものは？である。	・案件を選ぶ基準として、緊急度、相手国の意欲、類似案件の有無、異なったセクター間及び地域・国家別での絞込みを取り上げる。 ・評価の中に案件の緊急度を判断する項目を盛りこんでほしい。	・プロジェクトの種類、定義を明確にしておかないと、案件別に妥当性を評価することは難しい。 ・他案件、他機関との重複があるとき、協力範囲・内容等を明らかにしておくこと。	・案件の効果についても少し細かく見る必要があるのでは。 ・同様の案件が、同様の地域・国において、プロジェクトとして実現したかどうかの情報がほしい。 ・財務評価は簡単。それよりも文化的に実現可能か否かを項目として取り上げてほしい。（例が提案されている。）
(3) 調査の妥当性	・規模、内容、相手国の受入体制等から、どの援助方式を適用するか判断する。	・案件の妥当性の判断には、在外事務所の情報と提出されたＴＯＲが大切である。 ・コンサルタントに関する項目を皿に移しては。 ・治安上のデータが不足。	・判断基準に関するガイドラインが必要。 ・コンサルタント関連情報が不足。 基礎データとして整備する必要がある。	

	農林水産開発調査部	社会開発調査部		鉱工業計画調査部
案件審査のための審査項目				
(1) 実現可能性、調査実施体制	・企画部の担当である。	・情報不足。在外事務所及び要請書作成者のためのＴＯＲ用ガイドラインが必要である。	・データレベルに差があり、単純に○、×の判断ができない。 ・ターゲットグループをどう考え、どう判断するかの指標・基準がほしい。	・情報が不足しており、調査自体のＳ／Ｗがこの項目そのものになる場合もある。 ・判断にあたっての事前情報がほしい。 ・この項目には直接・間接双方の効果について判断を加える必要があろう。
(2) 環境・ＷＩＤ・貧困	・評価の判断は行わず、加点の対象とはしない。配慮事項として取り上げている。環境については、それ自体のプロジェクトが別にある。	・現状の様式でよい。この件別途に検討中。		
総合判断及び評価基準	・予算に限りがあり、地域配分、国別枠による本数を優先。 ・優良案件については、少々資料が足りなくても考慮する。 ・判断基準としてＴＯＲのしっかりした案件を優先する。	・一次評価のＡもＩ、Ⅱと分類してはどうか。 ・評価はＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄのままでよい。 ・Ｂになった案件は、情報不足のものが多く、その年度には採択されない。よいものは来年度まわしになることもある。		・一次評価のＡもＩ、Ⅱを設けてほしい。Ｂについては非常に範囲が広くなろう。 ・ＪＩＣＡと通産省とでは判断基準が違い、ＪＩＣＡは主に技術面、通産省では政策面を重視している。
その他	・要請概要をみれば容易に審査項目の判断が出来るような検討書がほしい。様式ならびに解説書をつくってほしい。	・評価判断に必要な情報を容易に得るため、在外事務所の記入用紙及び開発調査案件申請用のフォーム化と、そのガイドラインが必要。この点検討してほしい。 ・基本的にはこの様式でよい。マニュアル、ガイドライン、判断指標の整備が必要。 ・各国の治安、コンサルタントの能力等の情報のデータベース化が必要。	・この様式は１枚でよいが、依頼資料を添付するようにしてはどうか。 ・コメントを記入する欄が必要。また記入にあたってはバックデータのリファレンスも必要と考えられる。	・総括表の性格をもっているので１枚紙でよい。しかしコメント欄が小さすぎて困る。もっと大きく出来ないか。

要請案件検討書見直しのヒアリングで得られた各部意見等
（プロジェクト方式技術協力）

	社会開発協力部	林業水産開発協力部	鉱工業開発協力部	農業開発協力部	医療協力部	企画部
フォーマット全体のあり方等	• 在外事務所がスクリーニングすること • 要望調査票を日本大使館でつくるとき、単に記入するだけでなく、そのとき審査項目に照らしてスクリーニングしてほしい。 • フォーマットの記入のとき一々要請書との照合が要るようでは非能率である。 • 案件を絞り込む必要はない。 • 起承転結の"結"から逆に考えてはどうか。	• インプットの規模は優良度ではなく実施可能性できまる。 • 優良（よい）案件とは何かについて現在は直観的に判断している。	• 1枚紙ですべて見えるようにするのは良いこと。形式にはこだわらない。 • プロジェクト選定のキーポイントは 1. 在外事務所意見 2. 専門家のリクルートの可否 の2点である。これがOKなら次に進める。 • 案件化には協力のプロモーターが必要。 • 1次の審査は大体直感で行っている。 • 2次の審査をこのフォーマットでやりたい。 • 案件発掘　やり方としては〜 1. 事務所指導型 2. 個別専門家のプロファイ 3. 相手国より提出 〜等がある。	• 案件名は日・英両文が併記できるようスペースを広くとってほしい。 • 機関名は和文のみでよい • サイトの欄には括弧書きで首都から何km、または所属の市・郡の人口を記入するようにしたい。	• 農開や鉱工業には比較的各省の意向が強く、専門家についても省庁指導型のリクルートが行われる。 • 医療の場合、厚生・文部はさほど影響力はなく、かなり自主的にプロジェクト形成ができる。 • 専門家のリクルートについては、出向を含めＪＩＣＡ主導型でやりたい。 • 案件評価をすれば△のみではなく、自主判断による○や×も出てこよう。	• 要請があってはじめてそれに合う制度（鋳型）を探すべきだ。はじめから鋳型にはまるものをというのは逆の発想。 • 日本側の情報収集力の不足、相手国の交通整理不充分により落とされる場合がある。 • この案件に反対するグループがあれば記載する。 • インプットに比べアウトプットが小さすぎれば効果薄く、ノーである。 • 受益者の対象範囲は直接的なものを。 • 目標達成度及びプロジェクトライフを記入できるように。
プロジェクト登録番号	• あった方がよい。	• 不要、どれが採用されるかわからないうちはまだつけてもダメ。		• 時期尚早である。	• 検索用として将来作ったほうがよい。	• 平成5年度にやりたい。戦略情報システム参照。
要請の概要	• マクロな目標を記入するようにしたい。プロジェクトの目標がその国の経済開発とどうリンクしているのか。 • WB、IMF等からの外圧はないか。ＪＩＣＡ援助はその国の開発構想にどう組み込まれているか。 • その国に本当に必要なものは何か。 等についての記載が望ましい。	• ターゲット・グループは研究プロジェクトの場合書きにくい。 • 要請内容は外務省の案件要望調査票の項目と整合させること。でなければ書けない。 • 相手国のアイデアや問題を汲みとって日本側で出来ることを書いてやる。 • インプットはもう少し細かくしたい。 （問題点・解決の手法・相手の能力等）	• マクロ経済効果は企画部には必要だろうが事業部からみると大上段すぎる。あってもよいが、勉強させてもらう。	• 協力内容の欄は削除せよ。日本側の主義がはいる。ここは客観的事実だけ記入すること。 • セクター云々の欄は不要背景の欄で。 • インプットの中に専門家の分野を記入出来るようにせよ。 • マクロの経済効果は書き辛い。むしろ他のスペースをふやしたほうがよい。	• 案件の持続性を表現する場所をつくれ。 • 相手国側のインプットをも記入するように。 • 評価については、ファジーな部分があるほうが、外部と応接する時ＪＩＣＡにとり都合がよい。	• 項目をＬＦＡの順に配列しなおすこと。 • プロジェクトの目標のスペースは大きくとれ。 • End of Proj. Status を書くように、達成所要期間も。 • 外部条件として他の案件とのリンケージ（時・場所）について記入する。

	社会開発協力部	林業水産開発協力部	鉱工業開発協力部	農業開発協力部	医療協力部	企画部
審査項目	• これまで何度も討議してきた成果なので異論はない。 • 各審査項目の狙いを記した別紙をつけてほしい。 • 平成4年度は66件もあるので審査が大変である。省力化につとめたい。	• プロジェクトの優良度と実施可能性に分類したほうがよい。 • 専門家の生活環境は主観によって変わる。この程度の分け方でよい。 • 実施可能性の中にプロ技のスキームに馴染むかどうかの判定項をいれる。 • 実施体制の中に環境・WID・貧困・在外公館の優先順位を織り込んでは。 • 優良度の中に相手国の見方を入れる。 • 平成4年度は7件来る程度。じっくり審査する余裕はある。	• 記入者を絞り込む事に賛成である。 • 在外事務所の意見はより重く扱うべきである。 • 相手国の実際の技術水準にくらべ、要請内容がハイテク過ぎる事が多い。 • 平成4年度は44件きているが良いのは少ない。予算枠に照らし大きく絞る。 • 第1次は直感で半分に絞り、地域バランスをみながら、在外事務所に聞いてさらに絞り込む。	• 割り切りが必要だが3段階評価は粗すぎる。せめて4段階にしたい。 • 環境という項目はあったほうがよい。 考慮しているという証拠になる。 • WID・貧困の“特に影響なし”は○にすべきだろう。 • 治安・専門家の生活環境は在外事務所と企画部の評価を併記してはどうか。△または×のときはその理由を記入するように。 • 在外公館の支援不充分という表現を多少期待出来るという表現にしては。 • この条件の相手国における優先順位を要請内容のところに記入しては。	• 医療プロジェクトの成否の決め手は治安と専門家の生活環境である。 • 実施体制の中に相手国の持つ持続性をふくめるべきだ。持続性記入欄を設けてはどうか。。 • 3段階評価でよいと考える。 • 記入者を明確に、権限強化の方針もあり、在外公館の意見をもっと反映させるよう。 • 在外公館支援の項、なまぐさい表現は避けよ。	• プロ技では施設を拡大することはないので、環境はマイナーな問題である。多少の汚染が出ようが、これは技術移転の中で解決されるべきだ。 • WIDの眼目は婦人の参加と、それによる受益・影響の3点である。この案には“参加”の項がぬけている。 • 人類の半分は女性なので何をやっても受益者の中に女性がいる。というのはダメ。 • WIDと貧困は区別し、別の項目にしてはどうか。 • 国別援助基本計画、実施指針とこの審査は密接に関連していることに留意。
評価のあり方	• 二重、三重のチェックの手間をはぶき、前の工程のチェックの結果を後の工程は信用して省力化したい。現状では捌けない。 • 企画部より関係省庁に案件を送り、分業と協同を行うようにしたい。 • JICAの意見のあとに関係各省庁、外務省の意向をいれ、この1枚でプロジェクト選定を完結させたい。	• 評価の仕方としてマークシート方式は多忙な上司にみてもらえない等不味。上司にGO. WAIT. STOPのコメントを書き入れてもらっては…。 • 各省庁の意見をこの1枚紙の中に含めるのはやりすぎではないか。	• 結局のところ△印のつくものが極めて多くなるだろう。	• コメントや意見の欄は 実施したい　要検討 見送る のどれかを選び、アルファベットでキーワードを書き、その後に理由、評価を短文で書き込むスペースをとるようにしてはどうか。 • フォーマットとしてはここまで、外務省意向等は不要。JICAの主体性をもった文書であるべきである。	• a. b. cのマークシート方式はダメ。記述式にしたほうがよい。 • JICAの意見・意志はすべてこのフォーマットで表されるべきである。外務省その他外部の意見は含めるべきでない。	• プロ技の前に専門家派遣等、別の制度適用しかるべしといったケースもある。 • このフォーマットの使い方は、外務省の要望調査票の不備な所を補い、プロジェクト形成を行い、ふさわしいインプットを検討し、理事会に上申すべきものであると考える。 • このフォーマットはJICA内部資料として、自己完結させるべきである。
国別協力担当者	• 企画部の意向で設けた各事業部にある。たいした意義は認め難い。	• 企画部の意向で設けたが機能していない。	• 企画部の目玉、地域課の仕事であろう。 あえて反対はしない。	• 機能していない。あることはあるが、特にいれることはなかろう。	• この制度の仕掛け人は医療協力部である。これはその国に詳しい人材を情報源とするもので、事業部の総意を反映するものではない。参考意見である。	• つくってはあるが、まだ名目的なものにすぎない。

Ⅲ. 要請案件検討書（案）の検討

1. 要請案件検討書（案）作成にあたっての配慮事項

要請案件検討書（案）作成にあたっては以下の点に留意し、各関係事業部の意見を勘案して、必要事項を盛り込んだ上で可能な限り簡略化を図った。

(1) 在外主導型案件形成の促進

現地の状況をより正確に把握するとともに、選定段階に在外事務所の参画を促すため、現地情報に係る部分を在外事務所の記入項目とした。

(2) 案件の概要

ＰＣＭの考え方・用語との整合性に留意した。

(3) 審査項目

案件評価に係る要因を分割し、整理するため、プロ技の場合は、①案件の優良度、②実施可能性、開発調査の場合は、①プロジェクトの優良度、②調査の実施可能性、にそれぞれ区分した。

(4) 審　査

審査基準を統一し、かつ明確化するため、従来◎、○、△、×で表されていた部分を言語化した。

(5) 記入要領

記入者による誤解、語句の解釈の不統一、記入方法のバラツキを防止し、検討書様式に不慣れの職員でも記入し易くするため、記入要領（案）を作成した。

2. 要請案件検討書（案）及び記入要領（案）〔評価基準（案）を含む〕

開発調査及びプロジェクト方式技術協力にかかる要請案件検討書（案）及び記入要領（案）は、次のとおりである。

(1) 開発調査案件の要請案件検討書（案）

全画部発	年 月 日
事業部発	年 月 日
最終	年 月 日

平成 年度 開発調査要請案件検討書（第 回）

企画部地域第 課 担当： 担当事業部 部 課

国名 ※	
案件名 ※	和： 英：
要請機関 ※	
実施機関 ※	
調査対象地域 ※	（首都 市から へ約 km）
関連公電信 ※	年 月 日 号 年 月 日 号 口上書等 調書 T/R

1. 要請の概要 ※	
プロジェクトの受益者	
要請の背景（プロジェクトの必要性・開発の問題点等）	
プロジェクトの目標	
調査の目的	
調査の種類	M/P、F/S、D/D、基礎調査、資源調査、その他（ ）
調査の内容 調査時期、期間	
他のJICA事業・他援助機関との関連（実績・予定）	
プロファイ実績	

	審査項目	審査結果 a	b	c	d	e	特記事項
II プロジェクトの優良度	1. 相手国のニーズとの整合性 ☆						
	a.国別援助実施指針のある国：援助の重点分野の	内容と整合	目的と整合	目標と整合	不整合	不明	
	b.指針のない国：開発計画・政策と	良く整合	整合	一応整合	不整合	不明	
	2. プロジェクトの妥当性（1:☆→◆,2~3:☆,4~7:◆）						
	*(1)実施済開調案件等の結論・提言との整合性	十分ある	ある	一部相反する	相反する	不明	
	(2)他のJICA案件との重複	全くない	当面ない	若干ある	ある	不明	
	(3)国際機関/第三国援助との重複	全くない	当面ない	若干ある	ある	不明	
	(4)目標を達成するために当該プロジェクトのアプローチは	適切	概ね適切	若干問題あり	不適切	不明	
	*(5)プロジェクトの実施を妨げる環境（自然/社会的）制約要因	全くない	殆どない	若干ある	ある	不明	
	*(6)プロジェクトの技術的実現可能性	十分可能	ほぼ可能	やや問題あり	不可能	不明	
	*(7)プロジェクトの経済的・社会的実現可能性	十分可能	ほぼ可能	やや問題あり	不可能	不明	
	3. 調査の妥当性 (1)以外は◆						
	(1)調査対象地域における治安状況 ※ 1)在外事務所の見解	問題なし	事業に影響はない	要注意	問題有	不明	
	2)企画部評価 ☆	問題なし	事業に影響はない	要注意	問題有	不明	
	(2)調査実施済の類似案件の実現化状況からみた調査着手の妥当性	十分妥当	ほぼ妥当	若干問題あり	妥当でない	不明	
	(3)我が国コンサルタント等に当該調査分野のノウハウが	十分ある	ほぼある	一部ある	ない	不明	
	(4)当該分野のコンサルタント等の確保可能性	十分可能	ほぼ可能	部分的に可能	不可能	不明	
	(5)協力形態として開発調査の妥当性	適切	概ね適切	他の形態でも可	他の形態が適切	不明	
III 調査の実施可能性	4. プロジェクトの実現可能性、調査実施体制 ※						
	*(1)事業化の計画及び実現の可能性	資金源確保済	PIPに掲載／援助要請済	PIP未掲載／援助未要請だが実現可能性あり	ない	不明	
	(2)実施機関の予算、技術者、便宜供与の確保可能性	十分可能	ほぼ可能	若干問題あり	不可能	不明	
	(3)基礎資料・データの整備と活用可能性	十分可能	ほぼ可能	若干問題あり	不可能	不明	
	5. 環境、WID、貧困 ☆→◆						
	(1)環境関連の案件であるか		ある	ない		不明	
	(2)調査における環境配慮の必要性があるか		ある	ない		不明	
	(3)WIDの視点から配慮可能な事項はあるか		ある	ない		不明	
	(4)主な受益者は貧困層であるか		ある	ない		不明	

JICA事務所・在外公館・相手国の優先順位
JICA事務所： 位／ 件
在外公館： 位／ 件
相手国側： 位／ 件

在外事務所コメント ※

企画部コメント ☆

事業部コメント ◆

事業部評価
○—I、○—II、△、×—I、×—II、評価不能

総合評価 ☆
○—I、○—II、△、×—I、×—II、評価不能

×—IIの場合→専門家派遣、研修員受入れ、機材供与、協力隊、プロ技協、無償資金協力

※在外事務所記入項目 ☆ 企画部記入項目 ◆ 事業部記入項目 * 案件の内容により空欄でも可

（2）開発調査案件の要請案件検討書記入要領（案）

案件名及び要請の概要等

在外事務所所在国については事務所が記載する。不明な箇所がある場合は要請機関に照会する等で出来る限り情報収集を行い、欄を埋めるよう努める。また、明らかに開発調査要請ではないと思われる案件（プロ技協の要請、機材供与のみが要請されているもの等）については要請機関に確認し、必要があればより適切な形態での要請をとりつける。

国　　名：「ＪＩＣＡ統計実務便覧」の国コード表に示されている漢字表示に従い、相手国の名称を和名で記入する。

案件名：和名と英名とを併記する。

要請機関：当該案件の要請を提出した相手国政府機関の名称を和名で記入する。

実施機関：当該案件を実施する政府機関の名称を和名で記入する。

調査対象地域：調査の対象となる都市名または地域名（州・県レベル）、首都名及びサイトの方向と距離を記入する。

関連公電信：当該案件の要請に係る外務公電信の日付及び番号を記載し、更に口上書等、調書、Ｔ／Ｒの各々について入手済のものを○で囲む。

なお、『口上書等』とは、当該案件の関し相手国の外務省または援助窓口機関より在外公館に対し発出される正式要請となる文書をいい、『調書』とは、わが国外務省の実施する開発調査の要望調査のため在外公館が作成する文書を指す。

また、『Ｔ／Ｒ』（タームズ・オブ・リファレンス）とは、相手国要請機関が要請案件の概要等に関して記述した文書をいう。

Ⅰ．要請の概要

要請の概要は、案件の妥当性を判断し、審査するための材料となるものであり、下記の項目に関する情報を、要請書等から整理し記入する。尚、要請段階では構想が過大または過小と思われるものもあるが、Ｔ／Ｒ等に基づき客観的に要約する。

受　益　者：当該調査の結果を受けて相手国が実施を計画している事業（プロジェクト）の受益者として想定される対象人口の層別及びおおよその人数をわかる範囲で記載する。

要請の背景（プロジェクトの必要性・開発の問題点等）：相手国が計画しているプロジェクトの属するセクター、サブセクター、または地域の現状及び開発上の問題点を記載する。

更に相手国の当該セクター、サブセクター、または地域の開発に対する取組み、国家開発計画における位置づけについて記入する。

以上により、当該プロジェクトが必要とされる根拠を明確にする。

記入の際の基礎資料は要請書が中心となるが、企画部作成の「国別協力情報ファイル」も参照する。

プロジェクトの目標：調査対象プロジェクトの実施によって見込まれる効果について記入する。プロジェクトの効果としては直接的効果（例：○○地域の道路網整備による市場へのアクセスの改善、等）及び間接的効果（例：○○地域の所得の向上、等）がある。但し、案件のレベル、カバーする範囲等により、必ずしも直接・間接の別を明らかにすることはできないが、わかる範囲で記載する。

尚、通常は「要請の背景」において「問題」として提起されている事象の解決がプロジェクトの効果となる。

調査の目的：当該調査の目的、すなわち相手国が計画しているプロジェクトに対し、どのような調査を実施するものであるかを記入する。

（例：○○地域の道路網整備のためのフィージビリティ調査、等）

調査の種類：M／P（マスタープラン等の作成を目的とする調査）、F／S（フィージビリティ等の調査）、D／D（実施設計）、基礎調査（地形図等の作成を目的とする調査、地下水開発調査）、資源調査（資源開発協力基礎調査、林業・水産資源の賦存状況に関する調査）、その他（アフターケアを目的とする調査〔アフターケア調査〕、事業効率促進等を目的とする調査〔フォローアップ調査、現地セミナー、プロジェクト研究調査〕）の区分に従い、該当する調査種類を○で囲む。「その他」の場合は、調査種類名称を（　）内に記入すること。

要請書に記載されている調査種類のみでなく、調査の内容からも判断を行う。

例：調査名称がＦ／Ｓとなっていても、その内容が地域あるいはセクター全体の開発基本計画策定を目的としている場合はＭ／Ｐとする。

また、調査種類が複合している場合には、それらの全てを○で囲む。

例：Ｍ／Ｐ調査により優先プロジェクトを選定し、Ｆ／Ｓの実施までつながる案件は、Ｍ／ＰおよびＦ／Ｓとする。

例：資源調査の後、その有効利用に関する計画のＦ／Ｓまで行う場合には、資源調査およびＦ／Ｓとする。

調査の内容・調査時期・期間：先方の希望を要請書から書き出す。調査内容については、調査項目として記入されている場合と、調査手法として記載されている場合があるが、要請書の記述に従い記入する。但し双方が記入されている場合は調査項目を記入する。

また、その際、調査対象地域の特性（農業案件であれば水、土地、土壌条件等）、及び対象面積についてわかる範囲で具体的に記入する。

調査時期、期間については、相手国の希望を○○年○○月～○○ヶ月というように記入する。

他のＪＩＣＡ事業・他援助機関との関連（実績・予定）：当該プロジェクトとの関連が考えられる他の援助事業（ＪＩＣＡ、ＯＥＣＦ、国際機関、第三国機関等によるもの）の有無について過去の実績、実施中の案件、実施予定案件の全てにわたって整理し記入する。

その中で、特に当該プロジェクト又は調査との連携が必要と考えられる案件についてはその旨明記する。

プロファイ実績：ＪＩＣＡ以外の団体によるプロファイが行われている場合は、実施団体、実施時期を記入する。

審査項目

Ⅱ．プロジェクトの優良度：

以下に示す各項目についてプロジェクトの優良性の観点から評価する。審査結果はａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅの５段階となっているので、該当するものを○で囲む。なお、５段階評価では表わし切れない部分、特ｃ、ｄとした項目については、特記事項欄に理由を簡潔に記入する。情報が乏しく、審査が困難なものは「不明」とする。

1．相手国のニーズとの整合性：

要請された分野及びプロジェクトの目標が、相手国の開発の方向性に合致し、緊急性が高く、且つ我が国の協力対象として採択するに値するものであるか否かを審査する。判断基準としては在外事務所所在国においては国別援助実施指針を、それ以外の国については国家開発計画を用いる。

a．国別援助実施指針のある国

プロジェクトが指針の「援助の重点分野」とどの程度整合性があるかを審査する。指針の「援助の重点分野」は当該国において最も優先的に取組むべき課題を「主要目標」とし、目標に到達するために必要な手段を「援助目的」としている。更に援助目的に到達するために優先的に実施すべき項目を「援助内容」として列挙している。従って、当該プロジェクトの目標及び内容が、「援助内容」のレベルまで整合しているものが最も当該国のニーズを満たしていると言える。「援助目標」、「援助目的」のレベルまでは整合性があっても「援助内容」と整合性のないもの、「援助目標」のレベルでのみしか整合性がないものは緊急性や効果が低い案件という事になる。尚、特記事項に指針の対応する箇所を記入する。

b．指針のない国

国家開発計画、セクター別開発計画ならびに地域別開発計画に盛り込まれた計画・政策・戦略等との整合性をチェックする。その前提としてＪＩＣＡの国別協力情報ファイル、世銀等の資料から出来るだけ具体的な政策・計画に関する情報を入手する事が必要である。審査としては、国家目標のレベルのみならず、政策レベルで整合性のある案件がニーズが高いという事になる。

尚、特記事項として開発計画における具体的な表現を記入する。

参考として、海外経済協力基金、世界銀行（"Country Brief" 等により）、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行等による重点分野であるとわかる場合には、その旨特記事項欄に記入する。

2．プロジェクトの妥当性：

調査の対象とする「事業」（プロジェクト）の妥当性について、以下の観点から審査する。尚、「調査」の妥当性は次項の審査項目となっており、明確に区別して審査を行う必要がある。

（1）実施済開調案件等の結論・提言との整合性：

ＪＩＣＡ及び他の機関で実施済の調査案件（セクター調査、Ｍ／Ｐ調査等）の実績を調べ、当該プロジェクトの実施がそれら調査の結論・提言に添ったものであるかをチェックする。

当該地域、当該分野で過去に関連する開発調査等の実績がない案件については、空欄とする。

（2）他のＪＩＣＡ案件との重複：

要請の概要で記載された他のＪＩＣＡ関連案件との関係において、当該プロジェクトの実施が効果の点で実施済、実施中あるいは実施予定の案件と重複がないかチェックする。特に同一分野で類似の案件を既に実施している場合には、効果の点から当該案件の実施が真に必要なものであるかを十分検討する必要がある。一方、事業間の連携を積極的に推進する必要があることから、ある援助目標に対して複数の案件を組み合わせて実施する必要がある場合には重複ではない、との判断になる。

（3）国際機関／第三国援助との重複：

要請の概要で記載された国際機関・第三国の関連案件との関係において、当該プロジェクトの実施が効果の点で実施済、実施中あるいは実施予定の案件と重複がないかチェックする。（2）と同様、他の機関により同一分野で類似の案件を既に実施されている場合には、効果の点から当該案件の実施が真に必要なものであるかを十分検討する。また援助効果の観点から他の機関との連携を推進する必要がある場合には重複ではない、との判断になる。

（4）目標を達成するために当該プロジェクトのアプローチは：

当該プロジェクトを実施することによって相手国がプロジェクトの効果として掲げている開発目標（直接効果、間接効果の双方）が十分達成できるか否かをチェックする。ここではプロジェクトの効果の有無ではなく、プロジェクトのアプローチと開発目標（特に受益者に対する効果）との結びつきを審査する。例えば、道路網整備のプロジェクトにより、地域全体としての所得は向上することが予想されるとする。しかし、仮にこのプロジェクトに対し相手国が掲げている目標が特定の貧困層の貧困緩和であり、且つ、貧困層自体は生産手段を持っていない、というような場合、道路網の整備によっても彼らの所得には変化がなく、結果的に開発目標は達成できない、ということもあり得る。このような検討は問題分析そのものにも関わっているものであり、要請書の内容のみでは厳密な分析は不可能であるが、過去の類似プロジェクトの経験、当該国の当該分野（地域）に関する情報等から判断する。相手国の計画しているプロジェクトでは、明らかに開発目標を達成し得ないと思われる場合は、プロジェクトそのものの選択については抜本的な見直しが必要であり、「不適切」となる。

（5）プロジェクトの実施を妨げる環境（自然／社会的）制約要因：

プロジェクト実施によって再生不可能となることが想定される希少な天然資源はないか、関連住民等の社会生活に重大な悪影響を及ぼさないか（住民の移転問題など）、当該プロジェクトの実施に反対している環境保護団体等はないか、保護しなければならない固有の価値を有する地域（文化的、考古学的等）かどうか等、プロジェクト実施段階における環境配慮では解決できない重大な制約はないかをチェックする。

尚、基礎調査等、直接開発事業の実施に結びつかない案件については空欄とする。

（6）プロジェクトの技術的実現可能性：

相手国の技術水準からみて、プロジェクトの実施、およびその後の運営・管理の可能性について審査する。

尚、基礎調査等、直接開発事業の実施に結びつかない案件については空欄とする。

（7）プロジェクトの経済的・社会的実現可能性：

経済評価の観点からプロジェクトの実現可能性をチェックする。産業セクター及び経済インフラに関するプロジェクトについては経済的内部収益率を予測する。また、社会インフラ（上下水道、教育、保健衛生等）に関するプロジェクトについては、定性的な評価による実現可能性を予測する。言うまでもなく厳密な評価は調査の中で行われるものであるが、明らかに経済的・社会的に十分な裨益効果が期待できないと判断される案件をこの段階で選別する。尚、自然／社会環境的制約要因による実現可能性については、上記（5）で判断を行うので、ここでは審査はしない。また、資金源等の制約要因による実現可能性については Ⅲ．1．（1）で審査する。

尚、基礎調査等、直接開発事業実施に結びつかない案件については空欄とする。

3．調査の妥当性：

調査実施の妥当性を、以下の観点から評価する。

（1）調査対象地域における治安状況：

調査対象地域、および調査実施にあたり調査団が滞在する主要な地域において、テロ等の治安上の問題の有無を判断する。

在外事務所、企画部双方が審査を行うが、企画部での審査に当たっては安全対策室の情報を参照するとともに、必要ならば対策室のコメントを求める。

（2）調査実施済の類似案件の実現化状況からみた調査着手の妥当性：

当該国において、過去に実施された類似案件の調査終了後の実現化状況から判断して調査着手の妥当性を判断する。実施済の調査がほとんど実現化されていないという場合、類似プロジェクトに係る調査を新たに実施しても事業化される可能性は低いと判断される。また、過去に実施した調査との継続性・整合性が必要なプロジェクトでは、先行プロジェクトの事業化状況により調査着手の妥当性を判断することが必要となる。

過去に事例のない新しいタイプの案件については空欄で可。

また、基礎調査等、直接開発事業実施に結びつかない案件についても、空欄とする。

（3）我が国コンサルタント等に当該調査分野のノウハウが：

調査の一部分については外国人コンサルタントの活用も可能であるが、調査全体を統括して実施する調査手法・技術が我が国において確立しており、コンサルタント等にノウハウが蓄積されているかどうか判断する。

（4）当該分野のコンサルタント等の確保可能性：

当該年度にコンサルタント等の確保が可能であるかどうか評価する。

（5）協力形態として開発調査の妥当性：

開発調査の目的（開発途上国の社会・経済発展に重要な役割をもつ公共的な開発計画の策定に寄与すべく、専門家からなる調査団を編成し、現地調査および国内解析作業を実施し、その結果を報告書にとりまとめるとともに、調査の過程でカウンターパートに対し、調査手法・計画手法の技術移転を図る）と照らし合わせ、開発調査としての妥当性を判断する。調査研究的なもの、技術開発的なものや試験事業的なもの、事業規模または調査内容・範囲・裨益人口が小規模過ぎるものは開発調査としてなじまない場合もある。

Ⅲ. 調査の実施可能性：

4. プロジェクトの実現可能性、調査実施体制：

対象事業の実現可能性及び当該調査の実施体制について、以下の項目について評価を行う。

（1）事業化の計画及び実現の可能性：

対象プロジェクトが、開発プロジェクトとして国家開発計画、公共投資計画(Public Investment Program; PIP)等のリストに記載されていたり、事業実施の予算確保について先方政府の約束が得られているか、あるいは他の開発援助機関（世銀、国連機関等）によって実施がコミットされているかをチェックする。また、想定される資金ソースが明らかな場合には、その名称を特記事項欄に記入する。

構造調整の対象となっている国等で公共投資が抑制されている場合については特に確認が必要である。また、相手国に事業化の計画はあっても債務返済能力に問題があり、当面資金源確保が見込めないという場合もある。

（2）実施機関の予算、技術者、便宜供与の確保可能性：

調査実施に当たり、相手国が負担すべき費用、調査期間中に技術移転をうけるべきカウンターパート、および調査実施に際し必要となる便宜供与の確保の可能性について審査する。予算、C／P、便宜供与のいずれかは確保可能であるが、残りは不可能という場合、確保困難な部分を特記事項に記載する。

（3）基礎資料・データの整備と活用可能性：

調査実施に当たって必要となる各種資料・データの賦存状況、および国外持ち出しの可能性も含めてその活用の可能性を評価する。調査に必要とされるデータがない場合でも、当該調査にこれらのデータ作成業務を含めることが可能であれば、その旨特記事項欄に記述する。

5．環境、ＷＩＤ、貧困：

プロジェクトの実施（施工およびその後の管理・運営）が環境、女性、貧困層等に与える影響について評価する。

（1）環境関連の案件であるか：

プロジェクトが、環境対策、環境保全、天然資源保護、環境行政・管理等の、環境問題に直接資する案件であるかどうかを区分する。

参考として別紙１に環境関連事業の分類例を示す。

（2）調査における環境配慮の必要性があるか：

プロジェクトの実施（施工およびその後の管理・運営）によって、環境に悪影響を及ぼす要因の有無を確認する。悪影響を及ぼす要因があり、既存の情報から調査時点での配慮が必要と判断される場合には、具体的に配慮事項を特記事項欄に記入する。

参考として別紙２に環境配慮のためのチェックリストを示す。

（3）ＷＩＤの視点から配慮可能な事項はあるか：

女性の参加の促進、女性の受益の増大、女性の不利益の軽減に対して、プロジェクトの実施（施工およびその後の管理・運営）が及ぼす要因の有無を確認する。悪影響を及ぼす要因、あるいは加速要因があり、調査時点での配慮が必要な場合には、配慮すべき事項を特記事項欄に記入する。

参考として別紙３に女性の参加・受益・不利益の事例を示す。

（4）主な受益者は貧困層であるか：

プロジェクトの実施による主な受益者は貧困層であるかどうか区分する。

コメント・総合評価等

事務所、在外公館、先方政府の優先順位：当該国からの総要請件数と順位を記載する。

順位でなく、A、B、C等のランク付けしか記入されていない場合には、該当するランクを記入し、総件数と当該ランクの件数もあわせて記入する。

在外事務所コメント：要請機関の実施体制等現地における実施可能性を踏まえ、事務所の優先順位の説明となるコメントを記入する。また、案件審査に必要なサイド情報等があれば記入する。

尚、大使館コメントが事務所コメントと内容的に異なる場合は大使館コメントの要旨も併記する。

企画部コメント：主に、プロジェクトの上位目標との整合性、他の協力形態との関連、連携の必要性、予測されるプロジェクト効果等、プロジェクトの必要性の観点からコメントを記入する。

事業部コメント：主に、対象となるプロジェクトおよび調査の妥当性に関してのコメントを記入する。また、検討に際して不足している情報、調査実施にあたって留意しなければならない事項があれば、記入する。

<事業部評価>及び

<総合評価>："Ⅱ．プロジェクトの優良度"の審査結果及び"Ⅲ調査の実施可能性"の審査結果より事業部が評価を行い、それを受けて企画部が総合的に評価し、コメントを記入する。

○－Ⅰ：開発調査として効果が期待できるので、優先的に採択したい。

○－Ⅱ：開発調査として効果が期待できるので、予算に余裕があれば採択したい。

△　：優良度は高いので更に追加情報が必要。

×－Ⅰ：開発調査として効果が期待出来ないのでＪＩＣＡとしては対応しない。

×－Ⅱ：開発調査としての効果は期待出来ないが、他の協力形態での対応を検討。

評価不能：評価に必要な情報が十分でない。

評価基準

評価		○	△	×－Ⅰ	×－Ⅱ	評価不能
プロジェクトの優良度に係る審査項目	1	aまたはb	aまたはb	他のいずれの条件にもあてはまらないもの	aまたはb	情報不足
		且つ	且つ		且つ	または
	2	(1)、(2)、(4)、d及びe以外 (3)、(5)-(7) d以外	○となる条件をほとんど満たしているが、更に確認すべき事項あり		全項目がdでない (4) がeでない	情報不足
		且つ			且つ	または
	3	(1) ：d及びe以外 (2)-(5) ：aまたはb			(1) ：d以外 (5) ：cまたはdで、他の形態での対応が必要と積極的に判断される。	情報不足

○－Ⅰ、Ⅱの評価において考慮すべき事項

1）加点要素

① プロジェクトの事業化計画及び実現可能性

② 相手国実施機関の予算、技術者、便宜供与の確保可能性

③ 基礎資料、データ等の賦存状況

④ 環境対策、環境保全等への貢献

⑤ 女性、貧困層等の社会経済状況の改善への貢献

⑥ 全審査項目にわたり、不明な項目が少ないこと

2）その他の要因

① コンサルタントの確保可能性（コンサルタント数が著しく限られている分野）

3）案件の配分

① 国毎の妥当な案件数及び同一国内での案件の緊急度、優先順位（企画部主体）

② 分野毎の妥当な案件数（事業部主体）

評価結果およびコメントの記載内容

評価結果	コメントの記載内容
○：開発調査として効果が期待できる ○－Ⅰ：優先的に採択したい ○－Ⅱ：予算に余裕があれば採択したい	①優良案件と判断する理由 ②事前調査実施以前に確認したい事項 ③予備または事前調査においてT／Rの変更を求めるべき事項 ④実施のタイミング ⑤その他実施上の留意事項
△：継続検討	①検討を行うために更に必要な情報
×－Ⅰ：開発調査として効果が期待できないのでＪＩＣＡとしては対応しない	①ＪＩＣＡとして対応の必要性なし／対応不可能と判断する理由
×－Ⅱ：開発調査としての効果は期待できないが他の協力形態での対応を検討	①案件（相手国の計画）自体が必要と判断される理由 ②ＪＩＣＡとして検討する必要のある協力形態
評価不能	「評価に必要な情報が十分でない」

別紙1　環境関連事業の分類例

	環境関連事業の分類	具体的案件例
環境改善	（1）環境対策 環境汚染を軽減するための対策事業及び人間の健康を著しく脅かすものを改善するための事業（含む研究）	公害対策　大気汚染、水質汚濁、土壌汚染 地盤沈下、その他の公害防止等 廃棄物処理、省エネルギー、省資源、 下水道・上水道整備 （但し水源計画、送水管プロジェクトを除く） 地下水開発（生活用水を対象としたもの） 居住環境改善 疾病媒介動物駆除 （マラリア対策、住血吸虫対策等）
	（2）環境保全 環境質の劣化を防止し、環境管理を 目指す事業 （含む環境資源調査・研究）	森林保全 林業（緑化、アグロフォレストリー、 治山、社会林業） 水資源保全、海洋汚染防止、土壌保全 防災（火山砂防、護岸事業、津波対策、 地滑り・土石流対策） 治水・洪水対策、気象 排水（生活環境を向上させるもの） 自然・生態保護、生態研究 自然資源調査（遺伝資源を含む）
	（3）環境行政・管理 環境行政・管理のための組織整備 環境教育・訓練事業	環境行政 環境教育・研修

別紙2　環境配慮のためのチェックリスト

	視　　点	起こりうる環境影響の例
社会環境	①関連住民の生産活動や交通、コミュニティー等の既存の社会生活に悪影響を及ぼさないか	●不本意な住民移転 ●周辺民族間の対立 ●治安悪化 ●地域経済構造の変化 ●雇用機会の変化 ●地域分断 ●コミュニケーションの分断 ●便益の偏り ●その他
	②関連住民の保健状況などに影響を及ぼさないか、あるいは水関連の疫病を引き起こさないか	●住血吸虫、マラリア、オンコセルカ、フィラリア等の疾病 ●建設現場周辺の衛生環境の悪化 ●廃棄物、屎尿等の増大 ●その他
	③歴史的、考古学的、景観的、科学的等の特有な価値を有する地域あるいは特別な社会的価値のある地域かどうか	●特色ある文化の消滅、損耗 ●学術研究機会の喪失 ●地域の重要文化財の喪失 ●貴重な景観の破壊 ●その他
自然環境	④土地の荒廃、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁等を招かないか	●土壌侵食 ●土壌の塩類化 ●有機物質による土壌汚染 ●有害物質による水質汚濁 ●富栄養化 ●貯水池の水温変化 ●表流水、地下水の変化 ●その他
	⑤陸上動植物、水生生物資源の保護・保全にとって、あるいはその持続的利用にとって貴重な地域であるかどうか、脆弱な生態形を持つ地域かどうか	●陸上動植物の貴重種の減少・絶滅 ●水生生物の減少 ●生物種の多様性の減少 ●湿地帯、珊瑚礁等の脆弱な生態系への影響 ●その他

なお、環境に対する配慮を必要と判断すべき開発調査の種類およびその実施される場所（地域）を参考例として示す。ただし、これらは環境に対する配慮を必要とする全てを網羅するものではない。

1．開発プロジェクトの種類

（1）開拓事業、土地造成、干拓事業

（2）農業開発（灌漑排水事業、大規模な農薬の使用等）

（3）森林伐採、造林事業

（4）水産養殖事業

（5）ダム建設事業

（6）運輸・交通事業（道路、鉄道、橋、空港、港湾等）

（7）電化、通信事業（送電線）

（8）パイプライン（石油、ガス、水等）
（9）工業開発（金属精錬工場、化学工場、セメント工場、石油化学工場、木材加工工場、農産物加工工場等）
（10）鉱物資源開発（採石、泥炭、石油、ガス採掘等）
（11）廃棄物の処理（廃棄物埋立、固形廃棄物処理施設、有害廃棄物処理施設等）
（12）流域開発、都市開発
（13）移住（移転）事業

2．環境的に注意すべき場所
（1）土壌侵食の起こり易い場所（傾斜地、土層の薄い場所等）
（2）（亜）乾燥地等における砂漠化の起こり易い場所
（3）熱帯林
（4）湿地、マングローブ林、珊瑚礁等のある地域
（5）保護すべき貴重な動植物の存在する地域
（6）歴史的、考古学的、文化的、審美的、科学的に貴重な場所
（7）少数民族、遊牧民等の生活に係わる地域

別紙3　女性の参加・受益・不利益配慮の事例

① 女性の参加

・当該地域の農業生産向上にあたり、農作物の収穫後処理は女性が行っているので、収穫後処理技術の技術改良普及には女性が参加する必要がある。

・当該地域の保健衛生向上にあたり、家族や村の衛生や健康の管理は主婦である女性が担っているので、女性が積極的に参加する必要がある。

・当該地域の社会林の植林にあたり、当該地域で既に活発に活動している女性の互助団体が植林者としてもっとも適当であり、女性の参加を求める必要がある。

② 女性の受益

・当該地域では女性の家事労働が過重であるので、水汲み作業軽減のため村に井戸を設置したり、日々の粉引き作業のための製粉機の貸出を行って、女性の労働軽減を図る。

・当該地域で職業訓練を行うにあたり、女性が主な対象者となる研修コースを合わせて設置し、女性の就業機会の向上を図る。

・当該地域では、女性の就学率や識字率が低いので、女性教員の養成、女性への識字教育、高校付設女子寮の建設等により、女性の教育機会の向上を図る。

③ 女性の不利益に対する配慮

・当該地域の灌漑施設建設により河川の流域が変わり、地域の女性が長時間の水汲み労働を行わざるを得なくなるので、居住地の近くに井戸を掘削した。

・当該地域の労働集約的農業には主として地域の貧農女性が従事しており、農業機械化を行うことにより、地域の女性が失職するので、それらの女性に新たな就業機会を創出するため、農産物加工のトレーニングを行った。

・当該地域では粗放農業により米作が行われているが、日本式の田植え技術を導入すると、農作業の主たる従事者である女性の農業労働が過重になるため、生活改善分野の専門家を派遣し、農家生活の合理化（家事労働の転減等）の指導をあわせて行った。

(3) プロジェクト方式技術協力の要請案件検討書（案）

平成　年度　プロジェクト方式技術協力要請案件検討書（第　回）

企画部決	年	月 日
事業部決	年	月 日
発　表	年	月 日

企画部地域課　課　担当：　　　担当事業部　部　課

国　名 ※	
案件名 ※	和： 英：
要請機関 ※	
実施機関 ※	
サイト ※	（所在地　　市・県　人口約　　人） （首都　　から　　へ約　　km）
関連公電 ※	年　月　日　　号 年　月　日　　号　口上書等　調査票　T/R
I 要請の概要 ※	
ターゲット・グループ ①参加者 ②受益者	① ②
要請の背景 （プロジェクトの必要性・開発の問題点等）	
目標と効果 ①上位目標（間接効果）	①
②プロジェクトの目標 （直接効果）	②
プロジェクトの成果 （アウトプット）	
協力内容 活動内容	
インプット （我が国への要請）	長期専門家　名（分野　　） 短期専門家　名（分野　　） 受入研修員　名 機材　百万円 協力期間　年　月～　年間
（相手国のインプット）	
他のJICA事業・他援助機関との関連（実績・予定）	

	審査項目	a	b	c	d	e	特記事項
II 案件の妥当性	1. 相手国のニーズとの整合性 ☆						
	a. 国別援助実施指針のある国：援助の重点分野の	内容と整合	目的と整合	目標と整合	不整合	不明	
	b. 指針のない国：開発計画・政策と	良く整合	整合	一応整合	不整合	不明	
	2. 要請内容の妥当性 ◆						
	(1)プロジェクトの目標を達成するためのアプローチ（成果、活動内容）は	適切	概ね適切	若干問題あり	不適切	不明	
	(2)プロジェクトの成果は通常のプロ技協の投入規模で	充分達成可能	概ね達成可能	フェーズ分け又は他の協力形態との組合せが必要	達成不可能／コストが過大	不明	
	(3)相手国の技術的受容能力と持続性は	充分ある	一応ある	若干問題あり	無い	不明	
	(4)協力の形態としてプロ技協は	適切	概ね適切	他の協力形態との組合せが必要	不適切／他の協力形態が適切	不明	
	3. 他の関連案件との重複の有無 ☆						
	(1)他のJICA案件とは	全く無い	当面無い	若干ある	ある	不明	
	(2)国際機関・第三国の援助とは	全く無い	当面無い	若干ある	ある	不明	
	4. 相手国の実施体制 ※◆						
	(1) 予算	充分ある	一応ある	問題あり	無・無理	不明	
	(2) CP	充分ある	一応ある	問題あり	無・無理	不明	
	(3) 施設	充分ある	一応ある	問題あり	無・無理	不明	
	5. 環境・WID・貧困 ☆・◆						
	(1)環境関連の案件であるか		ある	ない		不明	
	(2)この案件は女性を主な受益対象としているか		いる	いない		不明	
	(3)WIDの視点から配慮可能な事項が		ある	ない		不明	
	(4)主な受益者は貧困層であるか		ある	ない		不明	
	第一次評価 ◆	○—I	○—II	△	×—I	×—II	不明
III 実施可能性	6. 治安状況						
	(1)在外事務所の見解 ※	問題なし	事業に影響はない	要注意	不良	不明	
	(2)企画部の評価 ☆	問題なし	事業に影響はない	要注意	不良	不明	
	7. 専門家の生活環境 ※	良好	特に支障はない	若干不良	不良	不明	
	8. 当該分野の専門家と国内支援体制の確保は ◆	可能	徐々に派遣可能	部分的に可能	不可能	不明	
	第二次評価 ◆	○—I	○—II		×		不明

JICA事務所・在外公館・相手国側の優先順位
- JICA事務所：　位／　件
- 在外公館：　位／　件
- 相手国側：　位／　件

在外事務所コメント ※

企画部コメント ☆

事業部コメント ◆

総合評価 ☆
○—I、○—II、△、×—I、×—II、評価不能

○の場合　：協力の必要性（要・あった方が良い・不要）
×—IIの場合—専門家派遣、研修員受入れ、機材供与、協力隊、開発調査、無償資金協力

※在外事務所記入項目　☆ 企画部記入項目　◆ 事業部記入項目

（4）プロジェクト方式技術協力の要請案件検討書記入要領（案）

案件名及び要請の概要等

在外事務所所在国については事務所が記載する。不明な箇所がある場合は要請機関に照会する等で出来る限り情報収集を行ない、欄を埋めるよう努める。また、明らかにプロ技協要請ではないと思われる案件（開発調査の要請、機材供与のみが要請されているもの等）については要請機関に確認し、必要があればより適切な形態での要請をとりつける。

国　　名：「ＪＩＣＡ統計実務便覧」の国コード表に示されている漢字表示に従い、相手国の名称を和名で記入する。

案件名：和名と英名とを併記する。

要請機関：当該案件の要請を提出した相手国政府機関（省庁、政府公社等実施機関を主管する官庁名）の名称を和名で記入する。

実施機関：当該案件を実施する政府機関、公社、学校、試験研究機関等の名称を、和名で記入する。（実施機関が複数となる場合もあり得る）

サ　イ　ト：案件を実施する場所の地名、人口、首都名及びサイトへの方向と距離を記入する。

関連公電信：当該案件の要請に係る外務公電信の日付及び番号を記載し、更に口上書等、調査票、Ｔ／Ｒの各々について入手済のものを○で囲む。

なお、『口上書等』とは、当該案件の要請に関し相手国外務省または援助窓口機関より在外公館に対し発出される正式要請となる文書をいい、『調査票』とは、わが国外務省の実施するプロ技協の要望調査のため在外公館が作成する文書を指す。

また、『Ｔ／Ｒ』（タームズ・オブ・リファレンス）とは、相手国要請機関が要請案件の概要等に関して記述した文書をいう。

Ⅰ．要請の概要

要請の概要は、案件の妥当性を判断し、審査するための材料となるものであり、下記の項目に関する情報を、要請書等から整理し記入する。尚、要請段階では構想が過大または過小と思われるものもあるが、T／R等に基づき客観的に要約する。

ﾀｰｹﾞｯﾄ・ｸﾞﾙｰﾌﾟ：プロジェクトの協力対象となるグループを記載する。

「参加者」はプロジェクトの活動に参加し、技術移転の対象となるグループを指す。看護教育プロジェクトにおける「教官及び学生」、貿易研修センターにおける「職員及び講習受講者」、灌漑排水プロジェクトにおける「技術者」等がその例である。

一方、「受益者」はプロジェクトの目標が達成される事により便益を受けるグループを指す。上記との関連では看護教育プロジェクトにおける「地域住民」、貿易研修センターにおける「特定業種の企業」、灌漑排水プロジェクトにおける「地域農民」等がその例である。

一般的にはＪＩＣＡのプロジェクトの成果は参加者を通して受益者に伝えられるが、必ずしも両者が明確に分別される訳ではなく、参加者と受益者が一致する場合もある。記述に当たっては、参加者、受益者の各々のグループ名を具体的に記入する。

要請の背景（プロジェクトの必要性・開発の問題点等）：当該プロジェクトが要請された背景として、当該プロジェクトの属するセクター、サブセクター、または地域の現状及び開発上の問題点を記入する。

更に相手国の当該セクター、サブセクターまたは地域の開発に対する取組み、国家開発計画における位置づけについて記入する。

以上により、当該プロジェクトが必要とされる根拠を明確にする。

記入の際の基礎資料は要請書が中心となるが、企画部作成の「国別協力情報ファイル」も参照する。

目標と効果

上位目標（間接効果）：当該プロジェクトの目標の達成によるセクター（サブ・セクター）または地域における開発効果及び最終的に貢献すべき政策上の主要課題を記入する。

プロジェクトの成果（直接効果）：当該プロジェクトの成果を用いて相手国が生みだすべき具体的な便益（プロジェクト開始以前の状態からの改善、向上）を記入する。

通常は「要請の背景」において「問題」として提起されている事象の解決がプロジェクトの目標及び上位目標、換言すれば「受益者」への「便益」となる。

プロジェクトの成果（アウトプット）：当該プロジェクトの活動の直接的な結果として生み出される成果（訓練された人材、確立された手法、等）。

目標数値が明確に示されている場合には、それを記入する。

協力内容

活動内容：当該プロジェクトのために投入される要員、資金、機材等の"インプット"を用いてプロジェクトの成果を達するための活動の内容を記入する。

ここで言う活動とは「専門家派遣」、「研修員受入れ」等の協力の手段ではなく、技術移転の具体的な内容（例：○○の訓練の実施、○○の研究、等）を指す。

インプット：当該プロジェクトの活動のためにＪＩＣＡ・相手国がそれぞれ投入する要員、資金、機材、土地、施設等を記入する。但し専門家、研修員、機材等の要請人数・金額はあくまでも参考情報とする。

（我が国のインプット）

長期専門家：要請人数と主たる分野を記入する。

短期専門家：要請人数と主たる分野を記入する。

受入研修員：要請人数を記入する。

機　　材：要請合計額を記入する。（外貨表示の場合おおよその換算レートで円ベースに直し記載する）

協力期間　：協力開始年月及び期間を要請に基づき記載する。（～年～月より～年間、等）

（相手国のインプット）

相手国の本案件に対するインプットの準備状況についても、簡潔に記入する。（必要に応じ相手国より聴取）

なお、相手国の予算、カウンターパートの配置ならびに施設の提供については、後出"審査項目８"で審査することとする。

他のＪＩＣＡ事業・他援助機関との関連（実績・予定）：当該案件との関連が考えられる他の援助事業（ＪＩＣＡ、ＯＥＣＦ、国際機関、第三国機関等によるもの）の有無について過去の実績、実施中の案件、実施予定案件、要請案件の全てにわたって整理し、記入する。

その中で、特に当該プロジェクトとの連携が必要と考えられる案件（特に無償）については、その旨明記する。

審査項目

案件の検討は、8つの審査項目によって行うこととする。

まず、「案件の優良度」という観点から、5つの項目にわたって審査し、これを第1次評価とする。続いて第2次評価において「実施可能性」の3項目について審査を行う。

「案件の優良度」は要請されたプロジェクトの基本的な内容が優良であるか否かを審査する項目、「実施可能性」はプロジェクトがＪＩＣＡとして実施可能であるか否かを審査する項目である。

第一次評価、第二次評価は絶対評価とし、案件の絞り込みを念頭に置いた評価は原則として行わない。

各項目の審査結果はａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅの5段階となっているので、該当するものを○で囲む。なお、5段階評価では表わし切れない部分、特にｃ、ｄとした項目については、特記事項欄に理由を簡潔に記入する。情報が乏しく、審査が困難なものは、「不明」とする。

II. 案件の優良度

1．相手国のニーズとの整合性：

要請された分野及びプロジェクトの目標が、相手国の開発の方向性に合致し、緊急性が高く、且つ我が国の協力対象として採択するに値するものであるか否かを審査する。判断基準としては在外事務所所在国においては国別援助実施指針を、それ以外の国については国家開発計画等を用いる。

ａ．国別援助実施指針のある国

プロジェクトが指針の「援助の重点分野」とどの程度整合性があるかを審査する。指針の「援助の重点分野」は当該国において最も優先的に取組むべき課題を「主要目標」とし、同目標に到達するために必要な手段を「援助目的」としている。更に援助目的に到達するために優先的に実施すべき項目を「援助内容」として列挙している。従って、当該プロジェクトの目標及び内容が「援助内容」のレベルまで整合しているものが最も当該国のニーズを満たしていると言える。「援助目標」、「援助目的」のレベルまでは整合性があっても「援助内容」と整合性のないもの、「援助目標」のレベルでのみしか整合性がないものは緊急性や効果が低い案件という事になる。尚、特記事項に指針の対応する箇所を記入する。

b. 指針のない国：

国家開発計画、セクター別開発計画ならびに地域別開発計画に盛り込まれた計画・政策・戦略等との整合性をチェックする。その前提としてＪＩＣＡの国別協力情報ファイル、世銀等の資料から出来るだけ具体的な政策・計画に関する情報を入手する事が必要である。審査としては、国家目標のレベルのみならず、政策レベルで整合性のある案件がニーズが高いという事になる。

尚、特記事項として開発計画における具体的な表現を記載する。

2. 要請内容の妥当性

要請されたプロジェクトの内容の妥当性を審査するが、プロジェクトの効果、コスト、技術的妥当性に重点を置く。活動の範囲、投入規模（専門家、研修員、機材等の規模）は、一般的に事前調査以降の計画段階で日本側の予算及び支援態勢に見合う規模に修正されて行く場合が多いので、原則として審査の対象とはしない。

（1）プロジェクトの目標を達成するためのアプローチ（成果、活動内容）は：

効果の観点からプロジェクトの方向性の妥当性を審査する。

要請されたアプローチ（活動内容と成果）で、プロジェクトの目標が十分達成できるか否かをチェックする。この場合判断の根拠となる活動内容とは個々の項目や活動の形態（専門家派遣、研修員受入れ等）ではなく、全体としての方向性であり、例えば、「交通渋滞の緩和のためのシステムの改善」という目標に対し、「路面や車両の研究」というアプローチが効果的であるか否か（当該国の交通渋滞の原因は道路等ハードの不足ではなく、交通法規の未整備等ソフト面にあるのではないか）、等の判断を行う。

要請書の内容のみでは厳密な分析は不可能であるが、過去の類似プロジェクトの経験、当該国の当該分野の状況に関する情報等から判断する。要請された活動内容では明らかにプロジェクトの目標を達成し得ないと思われる場合は、活動内容の選択について抜本的な見直しが必要であり、「不適切」となる。

（2）プロジェクトの成果は通常のプロ技協の投入規模で：

コストの観点からプロジェクトの投入規模と成果との関係を審査する。

要請された活動内容を通常のプロ技協の投入規模（予算、人員、期間）の範囲で実施すると仮定して、先方が期待している成果が十分上がるか否かをチェックする。判断に当たっては、要請書に記載されている専門家、研修員等の規模には捉われず、あくまでも相手国が想定している「成果」を基準として審査を行う。通常のプロ技協の規模では成果が達成し得ないと判断される場合は、プロジェクトのフェーズ分けによる実施、或いは他の協力形態との組み合せが必要である。しかし、そのような手段を通じても到底成果が達成できないと判断される場合は成果の規模が過大であると判断される。逆に通常のプロ技協を投入するには成果が小さすぎると判断される場合は、

コストが過大である、ということになる。

（3）相手国の技術的受容能力と持続性は：

技術的観点からプロジェクトの内容の妥当性を審査する。

相手国の保有する技術レベルから見て当該プロジェクトの活動内容が妥当なものであるかを審査する。受容能力とは、プロジェクトの活動を円滑に推進し、成果を達成し得る能力を指し、持続性とは日本側の協力期間終了後相手国の実施機関、組織がプロジェクトの効果を保持して行ける能力を意味する。要請されたプロジェクトの活動内容が相手国の技術レベルと著しく乖離している場合にはプロジェクトの成果を達成し、効果を維持していくことは困難であることから、プロジェクトの内容やアプローチの抜本的見直しが必要となる。

（4）援助の形態としてプロ技協は：

上記1）～3）の審査結果とも併せ、当該案件に対する協力形態としてプロジェクト方式技術協力が適切なものであるか否かを審査する。プロジェクトの規模からして単独での実施が困難な場合には他の協力形態（無償資金協力等）との組み合わせが必要、あるいは全く対応不可能との判断となり、逆にプロ技協でなく、専門家派遣、研修員受け入れ等で成果が十分達成できると思われる場合には、ＪＩＣＡの他の協力形態での対応を検討する。また、プロジェクト内容から判断して、ＪＩＣＡベースによる協力よりも民間ベースや学術交流による協力の方が効果が上がると判断される場合にも、プロ技協による対応は不適切、という判断となる。

なお、この段階では専門家の確保可能性等実施可能性は判断の根拠としない。

3．他の関連案件との重複の有無

（1）他のＪＩＣＡ案件とは：

要請の概要で記載された他のＪＩＣＡ関連案件との関係において、当該プロジェクトの実施が効果の点で実施済、実施中あるいは実施予定の案件と重複がないかチェックする。特に同一分野で類似の案件を既に実施している場合には、効果の点から当該案件の実施が真に必要なものであるかを十分検討する必要がある。一方、事業間の連携を積極的に推進する必要があることから、ある援助目標に対して複数の案件を組み合わせて実施する必要がある場合には重複ではない、との判断になる。

（2）国際機関・第三国の援助とは：

要請の概要で記載された国際機関・第三国の関連案件との関係において、当該プロジェクトの実施が効果の点で実施済、実施中あるいは実施予定の案件と重複がないかチェックする。（1）と同様、他の機関により同一分野で類似の案件が既に実施されている場合には、効果の点から当該案件の実施が真に必要なものであるかを十分検討する。また、援助効果の観点から他の機関との連携を推進する必要がある場合には重複ではない、との判断になる。

4．相手国の実施体制：

相手国側の案件実施体制に関し、相手国の当該プロジェクト担当機関の準備状況、実施・調整能力について評価を行い、問題があれば特記事項欄に簡潔に記入する。

さらに、下記の諸点についてチェックする。

（1）予算：人件費、機材費、運営費等ローカル・コストの予算措置。

（2）ＣＰ：相手国のカウンターパート（ＣＰ）、研修員の質・人数・配置計画

（3）施設：土地、施設、関連インフラの整備状況、もしあれば無償資金協力事業との関連等。

また、本案件にかける相手国の期待度等について特記すべき事項があれば、特記事項欄に記入する。

5．環境・ＷＩＤ・貧困

（1）環境関連の案件であるか：

本案件が環境対策、環境保全、天然資源保護、環境行政・管理等の、環境問題に直接資する案件かどうかを区分する。

参考として、別紙1に環境関連事業の分類例を示す。

（2）この案件は女性を主な受益対象としているか：

（3）ＷＩＤの視点から配慮可能な事項があるか：

ＷＩＤの視点からみて、下記の３つの点について配慮されているかどうか、配慮可能な事項があるかどうかをチェックする。具体的事項があれば、特記事項欄に記入する。

ア．本案件の計画及び実施の段階で女性の参加を促進する必要があるか。

イ．本案件の実施に伴う意図的な受益対象者として、女性が位置づけられているか。

ウ．本案件の実施によって女性が不利益を蒙る可能性が検討され、それに対する配慮が行われているか。

参考として、別紙2に事例を示す。

4）主な受益者は貧困層であるか：

プロジェクトの実施による主な受益者は貧困層であるかどうか区分する。

<第一次評価>

下記の基準に基づき評価する。

○－Ⅰ：プロ技協として効果が期待できる。

○－Ⅱ：条件が整えばプロ技協として効果が期待できる。

△　　：優良度は高いが更に追加情報が必要。

×－Ⅰ：プロ技協として効果が期待できない。

×－Ⅱ：プロ技協として効果は期待出来ないが、他の協力形態での検討が望ましい。

不　明：評価に必要な情報が十分でない。

評価基準

<table>
<tr><th colspan="2">評　価</th><th>○－Ⅰ</th><th>○－Ⅱ</th><th>△</th><th>×－Ⅰ</th><th>×－Ⅱ</th><th>不明</th></tr>
<tr><td rowspan="11">案件の優良度に係る審査項目</td><td>1</td><td>aまたはb</td><td>aまたはb</td><td>aまたはb</td><td rowspan="11">他のいずれの条件にもあてはまらないもの</td><td>aまたはb</td><td>情報不足</td></tr>
<tr><td></td><td>且　つ</td><td>且　つ</td><td>且　つ</td><td>且　つ</td><td>または</td></tr>
<tr><td>2</td><td>d及びe以外</td><td>(1)・(3)がd及びe以外
(2)・(4)がc</td><td rowspan="7">○－Ⅰまたは○－Ⅱとなる条件をほとんど満たしているが、更に確認すべき事項あり</td><td>(1)・(3)がd及びeでなく、他の形態での対応が必要と積極的に判断される。</td><td>情報不足</td></tr>
<tr><td></td><td>且　つ</td><td>且　つ</td><td>且　つ</td><td>または</td></tr>
<tr><td>3</td><td>d及びe以外</td><td>d及びe以外</td><td>d及びe以外</td><td>情報不足</td></tr>
<tr><td></td><td>且　つ</td><td>且　つ</td><td>且　つ</td><td>または</td></tr>
<tr><td>4</td><td>aまたはb</td><td>aまたはb</td><td>d及びe以外</td><td>情報不足</td></tr>
<tr><td>5</td><td>bは加点要素</td><td>bは加点要素</td><td>bは加点要素</td><td>bは加点要素</td><td></td></tr>
</table>

III. 実施可能性

6．治安状況：

（1）在外事務所の見解：

相手国の政情、社会的状況、さらに相手国民の対日感情等を含め、在外事務所が治安状況、特に首都及びプロジェクトサイトの状況をチェックする。なお、要注意または不良と審査される場合には、その理由を特記事項欄に記入する。

（2）企画部の評価：

前項に基づき、相手国の治安状況が案件の実施、ひいては専門家の居住・活動に支障を及ぼすことがないかどうかをチェックする。その際、安全対策室の収集している情報を参照するとともに、必要ならば対策室のコメントを求める。

7．専門家の生活環境：

保健衛生・医療、住宅、交通、食品等生活必需品の調達、教育機関、家族帯同の可否等治安以外の全般的状況について、総合的にチェックする。

8．当該分野の専門家と国内支援体制の確保は：

過去の実績及び関連情報等を踏まえ下記の諸点についてチェックする。

ア．案件の実施に必要な技術・知識・経験が我が国にあるか。

イ．協力期間を通じて、必要分野の専門家の確保と、相手国への派遣は可能か。

ウ．運営面・技術面を支援する国内協力機関の確保は可能か。

＜第二次評価＞

実施可能性に係る第二次評価を行う。尚、第一次評価が○以外のものもすべて評価する。

○－Ⅰ：実施可能である。

○－Ⅱ：条件付で対応可能である。

×　　：ＪＩＣＡとしては対応困難。

不　明：評価に必要な情報が十分でない。

<table>
<tr><th colspan="2">評　価</th><th>○－Ⅰ</th><th>○－Ⅱ</th><th>×</th><th>不　明</th></tr>
<tr><td rowspan="5">実施可能性に係る審査項目</td><td>6</td><td>d及びe以外</td><td>d及びe以外</td><td rowspan="5">1項目以上にdがある</td><td>判断材料不足</td></tr>
<tr><td></td><td>且　つ</td><td>且　つ</td><td>または</td></tr>
<tr><td>7</td><td>d及びe以外</td><td>d及びe以外</td><td>判断材料不足</td></tr>
<tr><td></td><td>且　つ</td><td>且　つ</td><td>または</td></tr>
<tr><td>8</td><td>a</td><td>bまたはc</td><td>判断材料不足</td></tr>
</table>

コメント・総合評価等

ＪＩＣＡ事務所・在外公館・相手国の優先順位

当該国からの総要請件数と順位を記載する。順位でなく、A、B、C等のランク付けしか記入されていない場合には、該当するランクを記入し、総件数と当該ランクの件数もあわせて記入する。

在外事務所コメント

要請機関の実施体制等現地における実施可能性を踏まえ事務所の優先順位の説明となるコメントを記入する。また、案件審査に必要なサイド情報等があれば記入する。

また、大使館コメントが事務所コメントと内容的に異なる場合は大使館コメントの要旨も併記する。

企画部コメント

主にプロジェクトと上位目標との整合性及び他の協力形態との関連、連携の必要性等プロジェクトの必要性の観点からコメントを記入する。

事業部コメント

主にプロジェクトの妥当性及び日本側の実施可能性についてコメントを記入する。また検討に際して不足している情報、調査、実施にあたって留意すべき事項があれば記入する。

総合評価：

第１次評価結果、第二次評価結果及び在外事務所、企画部、事業部のコメントに基づき総合評価を行う。総合評価は原則として以下の基準によるものとする。

<table>
<tr><td>総合</td><td>○－Ⅰ</td><td colspan="3">○－Ⅱ</td><td>△</td><td colspan="3">×－Ⅰ</td><td>評価不能</td></tr>
<tr><td>第1次</td><td>○－Ⅰ</td><td>○－Ⅰ</td><td>○－Ⅱ</td><td>○－Ⅲ</td><td>△</td><td>×－Ⅰ</td><td>どれでも</td><td>×－Ⅱ</td><td rowspan="2">いずれかまたは両方が「不明」</td></tr>
<tr><td>第2次</td><td>○－Ⅰ</td><td>○－Ⅱ</td><td>○－Ⅰ</td><td>○－Ⅱ</td><td>どれでも</td><td>どれでも</td><td>×</td><td>どれでも</td></tr>
</table>

評価結果およびコメントの記載内容

評　価　結　果	コ　メ　ン　ト　の　内　容
○：プロ技協として効果が期待できる ○－Ⅰ：優先的に採択したい ○－Ⅱ：条件が整えば採択したい	①優良案件と判断する理由 ②事前調査実施以前に確認したい事項 ③事前調査においてT／Rの変更を求めるべき事項 ④その他実施上の留意事項 ⑤実施のタイミング ⑥フェーズ分けまたは他の案件との連携の必要性
△：継続検討	①検討を行うために更に必要な情報
×－Ⅰ：プロ技協として効果が期待できないのでJICAとしては対応しない	①JICAとして対応の必要性なし／対応不可能と判断する理由 ②実施態勢が整わない理由
×－Ⅱ：プロ技協としての効果は期待できないが、他の協力形態での検討が望ましい	①案件（相手国の計画）自体が必要と判断される理由 ②JICAとして検討する必要のある協力形態
評価不能	「評価に必要な情報が十分でない」

○の場合には、無償資金協力の必要性についても記入する。

別紙1　環境関連事業の分類例

	環境関連事業の分類	具体的案件例
環境改善	（1）環境対策 環境汚染を軽減するための対策事業及び人間の健康を著しく脅かすものを改善するための事業（含む研究）	公害対策　大気汚染、水質汚濁、土壌汚染 地盤沈下、その他の公害防止等 廃棄物処理、省エネルギー、省資源、 下水道・上水道整備 （但し水源計画、送水管プロジェクトを除く） 地下水開発（生活用水を対象としたもの） 居住環境改善 疾病媒介動物駆除 （マラリア対策、住血吸虫対策等）
	（2）環境保全 環境質の劣化を防止し、環境管理を目指す事業 （含む環境資源調査・研究）	森林保全 林業（緑化、アグロフォレストリー、治山、 社会林業） 水資源保全、海洋汚染防止、土壌保全 防災（火山砂防、護岸事業、津波対策、 地滑り・土石流対策） 治水・洪水対策、気象 排水（生活環境を向上させるもの） 自然・生態保護、生態研究 自然資源調査（遺伝資源を含む）
	（3）環境行政・管理 環境行政・管理のための組織整備 環境教育・訓練事業	環境行政 環境教育・研修

別紙2　〔女性の参加・受益・不利益配慮の事例〕

① 女性の参加

・当該地域の農業生産向上にあたり、農作物の収穫後処理は女性が行っているので、収穫後処理技術の技術改良普及には女性が参加する必要がある。

・当該地域の保健衛生向上にあたり、家族や村の衛生や健康の管理は主婦である女性が担っているので、女性が積極的に参加する必要がある。

・当該地域の社会林の植林にあたり、当該地域で既に活発に活動している女性の互助団体が植林者として最も適当であり、女性の参加を求める必要がある。

② 女性の受益

・当該域では女性の家事労働が過重であるので、水汲み作業軽減のため村に井戸を設置したり日々の粉引き作業のための製粉機の貸出を行って、女性の労働軽減を図る。

・当該地域で職業訓練を行うにあたり、女性が主な対象者となる研修コースを合わせて設置し、女性の就業機会の向上を図る。

・当該地域では女性の就学率や識字率が低いので、女性教員の養成、女性への識字教育、高校付設女子寮の建設等により、女性の教育機会の向上を図る。

③ 女性の不利益に対する配慮

・当該地域の灌漑施設建設により河川の流域が変わり、地域の女性が長時間の水汲み労働を行わざるを得なくなるので、居住地の近くに井戸を掘削した。

・当該地域の労働集約的農業には主として地域の貧農女性が従事しており、農業機械化を行うことにより、地域の女性が失職するので、それらの女性に新たな就業機会を創出するため、農産物加工のトレーニングを行った。

・当該地域では粗放農業により米作が行われているが、日本式の田植え技術を導入すると、農作業の主たる従事者である女性の農業労度が過重になるため、生活改善分野の専門家を派遣し、農家生活の合理化（家事労働の軽減等）の指導をあわせて行った。

3. 平成2年度作成の審査項目素案と平成3年度作成の要請案件検討書（チェックリスト）（案）との比較

(1) 開発調査案件の要請案件検討書（案）

平成2年度作成のチェックリスト素案に含まれる各項目のうち下記の3項目は除外したが、他の項目はすべて要請案件検討書（案）に盛り込んだ。

ア. 「当該プロジェクトの調査手法が確立しており、技術移転についても問題ないか」

他の項目で「コンサルタントのノウハウの有無」を審査することとしており、ほぼ同様の内容と判断されるため削除する。

イ. 「協力実施により期待される我が国サイドの効果はあるか」

協力実施により期待される我が国サイドの効果は副次的なものであり、案件選定段階での考慮事項としては除外しても差し支えないと考えられる。

ウ. 「調査規模が過大ではないか」

調査規模の判断は実施にあたっての予算上の制約にも関連する事項であり、調査範囲等の見直しも可能なことから、審査のための重要項目ではないと判断される。

(2) プロジェクト方式技術協力の要請案件検討書（案）

平成2年度作成のチェックリスト素案に含まれる各項目のうち下記の2項目は除外したが、他の項目はすべて要請案件検討書（案）に盛り込んだ。

ア. 「協力実施に必要な技術・知識・経験の有無」

他の項目で「専門家確保の可能性」および「プロジェクト支援体制の確立の可能性」について審査することとしており、これら両項目の審査により代替できるため除外する。

イ. 「過去の類似案件からの教訓」

他の項目の審査のなかで「過去の類似案件からの教訓」を生かされるので独立の項目としてとり上げる必要はないと判断される。

Ⅳ. 参考資料

ページ

別添1「ＪＩＣＡ、ＤＡＣ原則、ＯＥＣＦ、ＵＮＤＰ、ＵＳＡＩＤの選定審査基準の比較表」 …… 39

別添2「開発調査案件選定の現状」 …… 43
1. 要請案件選定審査に係る現行の手続きの流れ …… 43
2. 外務省・在外交館要望調査、開発協力課の案件審査 …… 45
3. ＪＩＣＡにおける開発調査案件選定の現状 …… 50

別添3「プロジェクト方式技術協力案件選定の現状」 …… 52
1. 要請案件選定審査に係る現行の手続きの流れ …… 52
2. 外務省・在外交館の要望調査と案件審査 …… 54
3. ＪＩＣＡにおけるプロジェクト方式技術協力案件の選定の現状 …… 56

別添4「開発調査案件審査項目（案）」 …… 60

別添5「プロジェクト方式技術協力案件審査項目（案）」 …… 62

別添6「平成4年度開発調査要請案件検討書」 …… 64

別添7「平成4年プロジェクト方式技術協力要請案件検討書」 …… 65

別添1　ＪＩＣＡ、ＤＡＣ原則、ＯＥＣＦ、ＵＮＤＰ、ＵＳＡＩＤの選定審査基準の比較表

以下に今回作成した検討書と他の援助機関の審査基準との比較表を示す。

但しＪＩＣＡと他の機関では「審査」の定義が必ずしも一致していないため、注意を要する。すなわち、ＪＩＣＡにおいては複数の要請案件から採択候補案件を「選定」するために基準を定めたものであり、要請内容も「コンセプト」段階のものが多い。採択された案件はその後事前調査等を経て形成されて行く。一方、他の機関ではドナーも含めて形成された後のプロジェクトのドキュメントの妥当性を「審査・選定」するための基準を定めている場合も多いのである。

ＪＩＣＡ、ＤＡＣ原則、ＯＥＣＦ、ＵＮＤＰ、ＵＳＡＩＤの選定審査基準の比較表

	ＪＩＣＡ （開発調査・プロ技協）	ＤＡＣ原則 （経済協力中心）	ＯＥＣＦ （経済協力）	ＵＮＤＰ （技術協力）	ＵＳＡＩＤ （技術協力、経済協力）
経緯	・他のＪＩＣＡ事業・他援助機関との関連 ・プロファイ実績		・アイデアの起源 ・プロジェクト関連調査 ・協調機関との調整		
ニーズ	・要請の背景（プロジェクトの必要性、開発の問題点）		・プロジェクトの背景 ・需給分析		
妥当性	・国別援助実施指針／開発計画・政策との整合性 ・協力形態（民間協力の可能性を含め）		・自然条件 ・社会・文化的環境 ・国家経済の現状・問題点 ・国家開発計画 ・マクロ経済政策	・開発問題の明確性 ・現状と終了時の状態 ・代替案との比較における合理性 ・過去の類似プロジェクトのレビュー ・ＵＮＤＰ援助の理由 ・セクター内の他の活動との調整	・国別開発戦略（ＣＤＳＳ）における当該セクターの位置づけ ・ＵＳＡＩＤ協力の必要性 ・プロジェクト開始までの高優先順位の維持・確保
目的・目標	・目標とアプローチ（成果・活動内容）との関係			・開発目標と国家計画の目標・優先順位との関係 ・短期目標の開発目標に対する貢献度 ・短期目標の明確性 ・プロジェクトの進捗管理の指標設定の可能性 ・短期目標とアウトプット、活動、インプットとの関連性	・目的の明確化（単一な特定目的）
アウトプット 活動 インプット	・インプット・活動の規模とアウトプットの関係			・アウトプットと目標との関連性 ・アウトプットの明確性 ・アウトプット・活動・インプットの関連性	・活動内容とＵＳＡＩＤ技術協力範囲との整合性

	JICA （開発調査・プロ技協）	DAC原則 （経済協力中心）	OECF （経済協力）	UNDP （技術協力）	USAID （技術協力、経済協力）
アウトプット 活動 インプット				• 活動・インプットに対する時間枠の設定 • インプットとUNDP政策との合致 • 他の代替インプットの検討	
リスク	• 治安状況その他制約要因 • 専門家の生活環境 • プロジェクトの実施を妨げる環境（自然・社会的）制約要因			• リスク（目的達成の障害、遅延の原因）の分析 • 代替案とのリスクの比較	
技術的側面	• 技術的実現可能性 • 相手国の技術的受容能力	• 受入国の状況に適合した技術と基準の採用 • インプットの利用可能性 • アウトプットの市場適合性 • プロジェクト運営機関の能力	• サイトの現状 • 規模 • 施設内容 • 計画内容 • 設計	• 受入国の状況、ニーズ、利用能力に適合したインプット	
財務的側面	• 相手国側の予算 • 事業化計画	• 財務分析（資金面の健全性） • 財務的持続可能性	• 費用の内訳 • 資金計画 • 財務評価	• インプットと予算との関係 • 項目別プロジェクト費用	• プロジェクト総額 • 相手国側費用負担の可能性
経済的側面	• 経済的・社会的実現可能性	• 経済的費用便益分析 • 感度分析およびリスク分析 • 費用効果分析	• 費用・便益分析 • 感度分析 • 定性的分析		• 直接受益者数と一人当たり費用 • 間接受益者数と一人当たり費用 • 所得増加効果
組織・制度的側面	• 相手国の予算、C／P、施設等の準備状況 • 相手国の便宜供与の可能性	• 実施・運営機関の能力・体制（資金管理能力、設計・計画能力、財務管理の監視機能、会計検査の実施体制、財務管理能力） • 組織、制度に関する技術協力の検討	• 組織の管理的、技術的、財務的能力 • 実施計画 • 調達手続 • 建設計画（建設方法、監理方法、建設スケジュール）	• NGO／草の根レベルの組織との協力 • 民間部門との協力 • 協力終了後の受入国による維持・運営能力	• 相手国技術職員によるプロジェクト実施態勢 • プロジェクト遂行のための技術的・管理的能力

	ＪＩＣＡ （開発調査・プロ技協）	ＤＡＣ原則 （経済協力中心）	ＯＥＣＦ （経済協力）	ＵＮＤＰ （技術協力）	ＵＳＡＩＤ （技術協力、経済協力）
組織・制度的側面		• 地域の共同体、非政府機関の活用の検討 • 維持管理のための措置（要員、資金）の検討	• 維持・管理計画		
社会的側面	• 貧困層の受益効果 • 女性の受益効果 • ＷＩＤの視点からの配慮	• 受益対象グループの特定 • 便益の分配の分析 • 社会文化面の分析 • 開発における女性の役割 • 人口構造の分析 • 現地組織および対象グループの参加と動機づけ	• 計画へのコミュニティの参加 • プラスの社会的インパクト • マイナスの社会的インパクト • 開発における女性	• 対象とする受益者の特定 • 開発への女性の参加	• 対象受益者のＵＳＡＩＤ優先グループとの一致性 • 衛生状態の改善効果 • 対象住民のプロジェクトへの参加 • 女性の地位向上に対する効果
環境的側面	• 環境関連 • 環境配慮の必要性	• 環境審査の必要性の判断 • 環境審査の実施（必要に応じ） • 環境的影響の定量化（金額表示）	• 公害 • 自然環境 • 社会環境	• 環境インパクト	• 生態系および環境に対する影響の最小化
その他	• わが国の実施体制（専門家／国内支援体制、コンサルタントの確保の可能性）			• 前提条件の有無と、ある場合にはその整備状況 • プロジェクトのレビュー、評価、報告書作成のスケジュール	• プロジェクト期間 • 制限事項の解決 • 援助終了後の維持管理の可能性 • ロジカル・フレームワーク原案の作成 • 海外事務所での管理能力

別添２　　開発調査案件選定の現状

１．要請案件選定審査に係る現行の手続の流れ

(1) 全体の流れ

開発調査に関する標準的な案件選定手続の流れは以下のとおりである。

前年　　６月　　外務省より在外公館を通ずる開発調査案件要望調査

５月～８月　　主要な開発途上国との経済技術協力年次協議

10月　　要望調査回答期限

当年　１～３月　┌ 要請案件検討資料作成
　　├ 要請案件の選定審査・ＪＩＣＡ国別協力検討会
　　└ 各省協議（外務省，関係省庁，ＪＩＣＡ）

４月～　　当年度実施案件の決定

外務省　⇔　ＪＩＣＡ　┌ 業務実施方針（主に継続案件）
　　└ 個別案件別途指示（新規案件）

(2) ＪＩＣＡ内部での流れ

開発調査新規要請案件の選定手続の流れは以下のとおり。　（平成２年度現在）

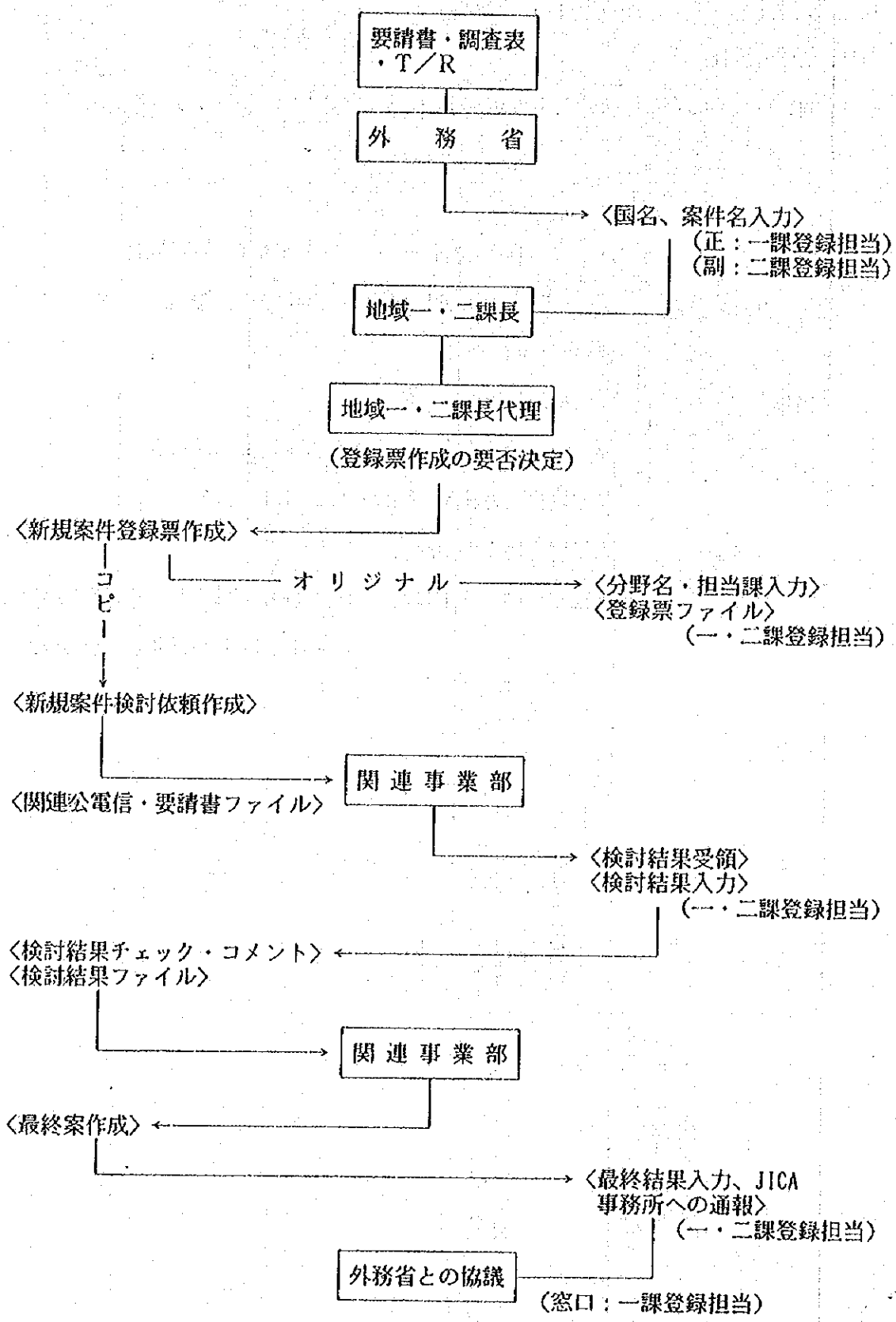

2．外務省・在外公館要望調査、開発協力課の案件審査

外務省では毎年度、在外公館を通じた、開発調査の新規案件選定のための要望調査を実施している。要望調査の対象は新規案件のみならず、既要請案件の継続要請も対象としており、在外公館ではこれらをとりまとめ、相手国からの要請書及び関連資料を入手し、開発調査要請案件調書に必要事項を記入し、優先順位を付して、外務省に送付している。

平成3年度分の要望調査（平成2年度実施）においては、環境分野に係る案件及び低所得国における案件を重視した調査が行われた。

開発調査要請案件調書のフォームは次ページのとおりである。

開発調査要請案件調書　（９０．１０改定）					
国名		公館名		担当書記官名	
案件名					
調査形態（注２）		調査分野（注３）			
実施機関名（注４）					
正式要請書		ＴＯＲ	有・無（　年　月送付済）		
先方優先順位	件中　位	貴館優先順位	件中　位		

１．要請の背景、目的、内容

２．具体的調査項目

３．要請に至るまでの経緯

４．わが国、第三国、国際協力の経済技術協力との関係

５．事業実施の可能性

総合評価、所見

（位置図）必ず添付のこと

要望調査の結果は開発協力課でとりまとめられるが、ここではチェックすべき項目として以下の事項があげられている。

－協力形態（開発調査）の適切性

－調査実施に対する重大な支障（治安情勢・作業条件等）の有無

－T／R（要請書）の内容の充分性

－プロジェクト実施によるネガティブで重大なインパクトの有無

－我が国の協力妥当性

・他の援助機関及び国際機関との競合関係

・調査終了後の事業資金ソース手当の目途

・我が国の実施体制

・モニュメンタル効果

－プロジェクトの熟度

・上位計画との整合性

・相手国における優先度・緊急度

・当該プロジェクトの担当機関の能力・実力

・資料持出し禁止等の制約の有無

－プロジェクト実施による相手国へのインパクト

・裨益効果

・政治的インパクト

・経済的インパクト

・社会的インパクト

－環境関連

・関連住民の保健・衛生への悪影響

・土地の荒廃、土壌汚染、大気汚染等

・既存の社会生活への悪影響

・固有の価値を有する地域か

・生態系への悪影響

・環境インパクト調査の実施の必要性

－技術的・経済的側面

・技術移転効果

・調査規模

・調査手法が確立されているか

・技術的に問題がない

・我が国コンサルタントがノウハウを有している

・類似案件の事例の有無

・技術的・経済的側面からのプロジェクト実現可能性

－その他

・プロジェクトの推進者の有無

－総合評価

3．ＪＩＣＡにおける開発調査案件選定の現状

外務省によってとりまとめられた要望案件は、ＪＩＣＡ企画部地域課に送付される。地域課では、国別援助実施指針及び国別事業実施基本計画における位置付けなどを付した「新規要請案件登録表」を作成し、関連資料とともに担当部課に配布し、案件毎の検討を依頼する。

各担当部課では、これらの資料に基づき、効果・問題点、対処方針、優先度などをとりまとめた「開発調査新規案件検討書」を作成する。

優先度　Ａ：今年度実施したい案件

Ｂ：可能であれば今年度実施したい案件

Ｃ：引き続き検討を要する案件

×：実施見込みのない案件

さらに、各担当部課での検討結果は企画部でとりまとめられ、国別の事業実績、配分等を考慮して、ＪＩＣＡ全体としての対応方針案が作成される。その後、開発調査の担当でない事業部も含めて、国別協力検討会を実施し、ＪＩＣＡ対応方針最終案が作成される。

その後、地域課及び担当部課は外務省ヒアリングに出席し、説明、協議を行う。案件選定の最終的判断は外務省によって行われるものであり、ＪＩＣＡの意志が全て尊重されるわけではない（全体として約１０％程度の外務省推薦案件がある）。ただし、外務省開発協力課では、案件の選択に関しての技術的評価はＪＩＣＡによって行うという方針である。

ＪＩＣＡ内部におけるプロジェクト選定・審査は、過去の経験に基づいて行われているが、その過程には多数の関係者が参加しているので、妥当性は確保されているものと思われる。

開発調査案件の選択では、日本国内でのコンサルタントの調達可能性も判断項目の１つであるが、開発調査としてなじむか、協力するにふさわしいか、がより重要なポイントである。しかし、例えば、Ａランクの案件が４件あるうち、１件しか実施できないという状況において、案件の必要性、差別化を行うことは困難である。

ＪＩＣＡによるプロジェクト形成調査、Ｍ／Ｐ調査等から生じた案件は、判断のための情報が多いため、上位にランクされることが多い。逆に案件検討書作成段階で、内容を記入できない案件はＣ（引き続き検討）にランクされる。

「開発調査新規案件検討書」記載項目

国名、相手国機関、案件名、案件概要、調査内容（T／R）、協力の効果・問題点、環境配慮、対処方針、関連情報、優先度

なお、平成２年度に行われた開発調査新規案件検討会において、要請内容が不適切で開発調査としては実施の見込みのない案件と判断された案件の理由は、以下に示すとおりである。

(1) 開発調査の仕組みに合致しない	28件	(40%)
① 我が国の援助（開発調査）の仕組みに合致しない	(11件)	
② 他の援助スキームでの検討対象とすべき案件である	(17件)	
(2) プロジェクトの熟度・優先度が低い	21件	(30%)
(3) 要請内容が不明確であり、検討不可能または検討困難	3件	(4%)
(4) 事業化の見通しが疑問	2件	(3%)
① 事業化の可能性が疑問	(1件)	
② 事業化のための資金手当の可能性が疑問	(1件)	
(5) 我が国側の協力体制の確立が困難	2件	(3%)
① 過去に同種の協力実績がほとんどなくノウハウの蓄積が不充分	(1件)	
② 我が国でも少数の実現例しかないシステムであり対応困難	(1件)	
(6) その他	14件	(20%)
① 先方が要請を取り下げた、あるいは取り下げる方向	(6件)	
② 実施しないことを外務省が決定済み	(2件)	
③ 相手国の内政問題の解決が前提条件	(2件)	
④ 技術的には相手国側で実施可能	(1件)	
⑤ 調査費用が膨大であり、予算的な余裕がない	(2件)	
⑥ 別の要請案件の中に取り込む	(1件)	
計	70件(*注)	

(注) 協力困難あるいは不適当と判定された案件の総数は65件であるが、判定理由については、１案件について複数挙げられているものもあるため、上記の合計件数と一致しない。

別添　3　　プロジェクト方式技術協力案件選定の現状

1．要請案件選定審査に係る現行の手続の流れ

(1)　全体の流れ

プロジェクト方式技術協力に関する標準的な案件選定手続の流れは以下のとおりである。

当年度	6月	外務省より在外公館を通ずるプロ技協要望調査
	5月～8月	主要な開発途上国との経済技術協力年次協議
	10月	要望調査回答期限
当年度1～3月		翌年度事前調査対象案件（プロ技協採択案件）の検討
		要請案件選定審査・ＪＩＣＡ国別協力検討会
		各省協議（外務省，関係省庁，ＪＩＣＡ）
翌年度4月～		事前調査案件 実施計画書（理事会審議）
		事前調査
		各省協議（調査結果に基づき）
翌々年度4月～		実施協議（Ｒ／Ｄ署名）
		実　施〔専門家派遣，機材供与，研修員受入，プロジェクト運営〕

(2) ＪＩＣＡ内部での流れ

プロジェクト方式技術協力新規要請案件の選定手続の流れは以下のとおり。

（平成２年度現在）

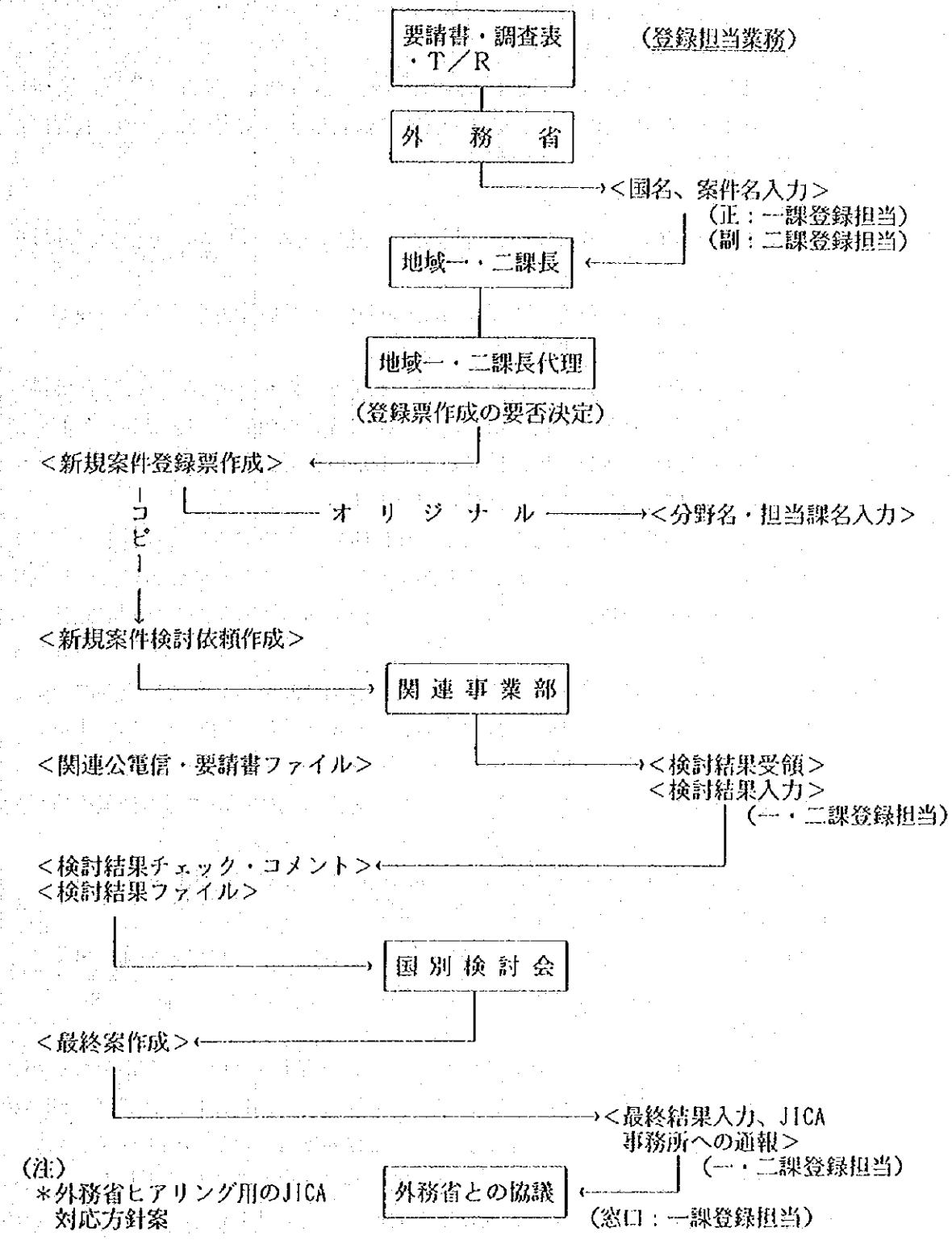

2. 外務省・在外公館の要望調査と案件審査

(1) 要望調査

外務省が、在外公館を通じて実施している要望調査（要請案件取り付け）においては、外務省は在外公館に対して、以下のような趣旨の指示を行っている。

① 相手国政府関係者にプロジェクト方式技術協力の仕組み及び意義を説明すること。

② 各案件毎に出来るだけ詳しいプロジェクト構想（A4紙2枚程度にまとめたプロジェクト概要も添付させること）を提出させること。

③ 上記②に基づいて、「プロジェクト方式技術協力要請案件調査表」（様式は次ページのとおり）に必要事項を記載し、公式要請書を添付の上、所定期日までに本省に到着するよう報告すること。

④ 留意事項

ア. 予算の制約上実際にとりあげ得る新規案件は例年30件程度に留まるので、件数を絞り込むこと。

イ. プロジェクト構想の「目的」及び「範囲」が明確でない要請案件が多いので、その「目的」及び「範囲」を徹底して詰めること。

ウ. プロジェクト実施に必要なランニングコスト（ローカルコスト）（関係者の給与、手当、交通費、光熱水料、借料、各種補修・修理費、消耗品費、通信費その他の諸費）及び建物の建設、改修・増築に係るコストは自助努力として技術協力の受入国が負担しなければならないことを充分に理解させること。

エ. 技術協力が効果的に行われるためには、技術移転の対象であるカウンターパートが優秀でありかつ適正に配置されることが絶対条件であることを先方に充分に理解させること（長年技術協力を実施してきている国にあってもかかる理解が充分でない例がみられる。）

オ. 我が方が個別の専門家や協力隊隊員を長期にわたり派遣してきている案件でこれをプロジェクト方式技術協力に拡大化するといった案件は、前向きに検討する。

カ. 有償資金協力や無償資金協力と連携させた案件については、例えば無償資金協力により建物と機材供与を同時に要請する場合、施設の維持管理に係る経費を負担できない例が散見されるので、十二分留意するよう指示すること。

キ. 複数の案件が要請される場合には、当該国政府としての優先順位を付けさせ、これについての在外公館コメント・優先順位を必ず併せ付すこと。

ク. 現地有識者の意見等をも聴取し、当該国におけるプライオリティの高い分野・案件を考え、これをもとに当該国側と充分に協議すること。

(2) 外務省の案件審査

外務省（技術協力課）の案件審査基準の有無ないし内容等については明白でないが、在外公館への新規案件通報時の説明によれば、各案件の当該国における優先度、開発計画に占める重要度、我が国派遣専門家リクルートの難易度など諸般の観点から、各要請案件に対する対応策を検討し、基礎調査、事前調査等の実施予定案件を採用し、これら調査対象案件を実際にプロジェクト方式技術協力として実施するか否かは、それぞれの調査結果を踏まえ決定する、としている。

プロジェクト方式技術協力要請案件調査票

国名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　経済協力局技術協力課

プロジェクト名		(和文) (英文)
相手国側実施機関	実施機関名	(和文) (英文) 協力拠点地域：　　主要都市からの距離：
	同所（主）管官庁名	(和文) (英文)
	同事業概要（事業内容、年間予算額等）	
要請目的・内容等	目的	
	協力要請内容及び分野	
	機材供与（主要品目、金額）	
	無償資金協力要請の有無	(有・無)　(有)の場合－(総額＿＿＿＿：機材＿＿＿＿　建物＿＿＿＿)
関連事項	拠点となる施設の状況	(イ．既存施設の利用　又は　ロ．新規施設の建設)
	カウンターパート、予算確保状況	
	我が方の協力との関係	
	第三国・国際機関からの協力の有無及びその内容	
	国家開発計画における位置付け	開発計画名（　　－19＿＿年～19＿＿年）
	優先順位	(大使館)　　件中　　位、　(先方)　　件中　　位
大使館の意見		

3. ＪＩＣＡにおけるプロジェクト方式技術協力案件選定の現状

(1) 国別協力検討会の構成と目的

平成２年度からＪＩＣＡ企画部及び関係各事業部により構成される国別協力検討会において外務省ヒアリング用のＪＩＣＡ対応方針案（ＪＩＣＡ全体としての最終案）が作成されている。

(2) 平成２年度の国別協力検討会の結果

プロ技協の新規要請案件の国別検討結果及び事業部別検討結果は次ページ以下のとおりである。

① 地域別の検討結果

地域別の結果は下表のとおり。地域別に見ると、中近東地域及びアフリカ地域については平成３年度の事前調査団派遣予定案件がいずれもゼロとなっている。

また、

	要請案件数	検討結果			実施中案件数	終了予定案件数
		○	△	×		
アジア地域	155	7	45	103	92	34
中近東地域	31	0	13	18	12	3
アフリカ地域	10	0	4	6	8	3
中南米地域	34	5	20	9	24	6
合　　計	230	12	82	136	136	46

（注）＊検討結果の欄の記号：

○：　平成３年度より実施（事前調査団派遣予定）

△：　引続き検討／平成４年度以降実施

×：　協力困難、案件として不適当

プロ技協　新規要請案件検討結果〔国別〕（平成３年１月22日現在）

国　名	要請案件数	○	△	×	実施中案件数	終了予定案件数
アジア地域						
インド	9	0	0	9	1	0
インドネシア	21 (20)	1 (1)	3 (7)	17 (12)	21	9
シンガポール、	16	0	1	15	3	1
スリランカ	1	1	0	0	5	2
タイ	52	3	13	36	17	7
大韓民国	4	0 (2)	1	3	3	1
中国	26	1 (1)	14	11	17	7
ネパール	1	0	1	0	3	0
バングラデシュ	1	0	0	1	2	0
フィリピン	8	0 (2)	5	3	10	3
マレイシア	16 (4)	1 (1)	7 (3)	8	7	3
ミャンマー	(2)	0	(2)	0	3	2
中近東地域						
アルジェリア	2	0	1	1	2	0
エジプト	1	0	1	0	4	1
オマーン	1	0	1	0	0	0
ジョルダン	3	0	2	1	2	1
スーダン	15	0	0	15	1	0
トルコ	8	0	7	1	2	1
モロッコ	1	0	1	0	1	0
アフリカ地域						
ガーナ	2	0	0	2	1	1
ケニア	3	0	1	2	6	2
ジンバブェ	2	0	0	2	0	0
ナイジェリア	2	0	2	0	1	0
ニジェール	1	0	1	0	0	0
中南米地域						
アルゼンティン	3	0	3	0	3	1
ウルグアイ	1	0	1	0	1	1
ヴェネズエラ	1	0	0	1	0	0
エクアドル	1	0	1	0	1	0
グァテマラ	1	1	0	0	0	0
コロンビア	5	1	4	0	0	0
パラグアイ	7	0	5	2	4	0
ブラジル	5	1	2	2	8	2
ペルー	3	1	2	0	4	2
ホンデュラス	4	0	1	3	1	0
メキシコ	3	1	1	1	2	0
合　計	230	12 (7)	82	136		

備考：①（　）内は、非公式要請または日本側からのオファー案件
②　終了予定案件は平成３年１月22日以降平成４年３月31日までに終了予定の案件

（注）○：平成３年度より実施（事前調査団派遣予定）
△：引続き検討／平成４年度以降実施
×：協力困難、案件として不適当

平成２年度　検討結果（事業部別一覧）

	要請案件数	○ 平成３年度 実施予定候補	△ 引続き検討、 平成４年度 以降実施	× 協力困難、 案件として 不適当	備　　考
	件	件	件	件	
社会開発協力部	９５	４	３６	５６	平成２年１月検討結果
医療協力部	２１	９	－	１２	〃
農業開発協力部	６１	９	１５	３７	〃
林業水産開発協力部	２４	１	８	１５	〃
鉱工業開発協力部	４０	５	１０	２５	〃
（合　　計）	２４１ （１００％）	２８ （１２％）	６９ （２９％）	１４５ （５９％）	構成比
派遣事業部 （ミニプロ）	１０３	＊９	７	８７	検討時期は平成２年 ４~６月（＊平成２年度）
派遣事業部 （研究協力）	４５	＊５	４	４５	検討時期は平成２年 ４~６月（＊平成２年度）

② 協力困難あるいは不適当と判定された案件

平成２年度の国別協力検討会において、協力困難あるいは不適当と判定されたプロ技新規案件の判定理由は以下のとおりである。主要なものは、①プロ技の仕組みに合致しない、②要件内容が不明確であり、検討不可能または検討困難、③我が国の協力体制の確立が困難、④プロジェクトの熟度・優先度が低い、の４点である。

1. プロ技の仕組みに合致しない。	80件（43%）
1) 我が国の援助（プロ技）の仕組みに合致しない。	(50件)
2) 他の援助スキームでの検討対象とすべき案件である。	(30件)
2. 要請内容が不明確であり、検討不可能または検討困難	32件（17%）
3. 我が国側の協力体制の確立が困難	24件（13%）
1) 専門家のリクルートが困難	(20件)
2) 国内の支援体制が整わない	(２件)
3) 我が国でも技術的に確立していない分野である	(１件)
4) 在外事務所の設置されていない国での実施は困難	(１件)
4. プロジェクトの熟度・優先度が低い	21件（11%）
1) 裨益効果が低い	(16件)
2) 相手国には時期尚早	(４件)
3) 相手国ではＢＨＮ分野のプライオリティがより高い	(１件)
5. 無償資金協力による施設建設が前提	10件（５%）
6. 相手国による施設建設が前提	１件
7. その他（＊注２）	17件（９%）
計	185件（＊注₁）

（注₁）協力困難あるいは、不適当と判定された案件の総数は 158件であるが、判定理由については、１件について２つ挙げられているものもあるため、上記の件数と一致しない。

（注₂）「その他」の判定理由は以下のとおり。

1. 他のプロ技案件と関連しており整理が必要	５件
2. 先方政府の計画変更により現状では実施困難	５件
3. 職訓案件取上げ不能	２件
4. 要請機材の規模が過大	１件
5. 他の援助機関（ＵＮＤＰ）が実施中のプロジェクトに含まれる	１件
6. 要請取下げにより検討せず	１件
7. 他のプロ技案件を同一国内で協力中であり対応困難	１件
8. 対応不能	１件
9. 協力範囲が広すぎる	１件
10. 本件についてアフターケア実施中	１件
11. その他（詳細理由不明）	２件

別添４　開発調査案件の審査項目（案）

１．開発調査案件審査の基本的考え方

開発調査の種類には、マスタープラン等作成調査、フィージビリティ調査、地形図作成調査、地下水開発調査、実施設計調査、資源開発基礎調査、林業・水産資源調査、パナマ運河代替案調査がある。

開発調査は、それ自体がＪＩＣＡによる技術協力事業の一形態であるが、事業化・実現化までも含む一連のプロジェクト・サイクルにおいては、プロジェクトの発掘から形成・準備段階に相当するものである。したがって、開発調査案件の審査は、事業化のための予備審査的意味合いを持つものであり、ＤＡＣ原則等を念頭においたものでなければならない。

ここでは、マスタープラン等作成調査およびフィージビリティ調査を中心とした、開発調査案件の審査項目案を提示する。

これらの項目について定量的に判断し、評価・選定を行うことは、現段階では困難であるが、項目ごとに◎、○、△、×等を付し、総合評価を行うことが可能である。

２．審査項目案

２．１　プロジェクトの熟度等

（１）　上位計画との整合性

国家開発計画、セクター別開発計画、地域別開発計画における開発目標・開発戦略との整合性のチェックを行う。

（２）　相手国における優先度・緊急度

国家開発計画における当該セクター・当該地域の優先度、セクター別開発計画における当該プロジェクトの優先度、地域別開発計画における当該プロジェクトの優先度をチェックする。

（３）　相手国担当機関の実施体制状況

開発調査のみならず、その後のプロジェクトの実施、運営までも含めて、当該プロジェクトの担当機関の技術的およびマネジメントの能力・実力を、人的側面および予算面でチェックする。

（４）　関連資料・データの賦存状況および活用の可能性

調査実施にあたって必要となる各種基礎データの賦存状況、および国外持出しの可能性も含めてその活用の可能性をチェックする。

２．２　プロジェクト実施による相手国へのインパクト

（１）　裨益効果

プロジェクトの実施によって便益を受ける対象グループの大きさ、地域的・階層的分布から、分配面の効果をチェックする。

（２）　経済的インパクト

（３）　社会的インパクト

社会サービスの充足、生活環境改善、人口分散・集中抑制、ＷＩＤへの配慮など社会的インパクトをチェックする。

2．3　環境関連

（1）　関連住民の保健状況等に影響を及ぼさないか？

（2）　土地の荒廃、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁等を招かないか？

（3）　関連住民の生産活動や交通、コミュニティ等の、既存の社会生活に悪影響を及ぼさないか

（4）　固有の価値を有する地域（歴史的、考古学的、文化的、審美的、科学的等）、あるいは特別な社会的価値のある地域かどうか？

（5）　陸上動植物、水生生物資源の保護・保全にとって、あるいはその持続的利用にとって貴重な地域であるかどうか、脆弱な生態系を持つ地域かどうか？

（6）　環境インパクト調査の実施が必要となる開発プロジェクトか？

2．4　わが国の協力妥当性

（1）　当該プロジェクトの調査手法が確立しており、技術移転についても問題がないか？

（2）　わが国のコンサルタントがノウハウを有している分野であるか？

（3）　類似案件の調査事例があり、その実現化状況から見て調査着手は可能か？

（4）　他の援助機関および国際機関との競合関係はないか？　協力関係はあるか？

（5）　協力実施により期待されるわが国サイドの効果はあるか？

2．5　その他

（1）　開発調査による協力形態は適切であるか？

（2）　調査規模（調査期間、調査人月、対象地域、必要資機材）が過大でないか？

（3）　治安情勢等、調査実施に重大な支障がないか？

（4）　コンサルタントがアベイラブルであるか？

（5）　プロジェクトの強力な推進者・団体があるか？

（6）　調査終了後の実施段階で、わが国による協力（有償、無償、技協）の可能性はどうか？

（7）　実施に対して、他の先進国、国際機関による協力の可能性はどうか？

別添5　　プロジェクト方式技術協力案件審査項目（案）

1. プロジェクト方式技術協力案件審査の基本的考え方

プロジェクト方式技術協力の案件審査においては、協力実施形態の特徴から、我が国側の協力体制の確立可能性（特に、専門家のリクルート）を重視せざるを得ないが、他の援助機関と同様に、幅広い審査項目を設けて、多面的に案件を審査していくことが必要である。

次節にプロジェクト方式技術協力の審査項目案を提示する。

これらの審査項目それぞれについて◎、○、△、×等の評価段階を設けて、総合評価を行うことは可能であるが、現段階においては、係数化は困難である。

2. 審査項目案

2．1　プロジェクトの熟度等

(1) 上位計画との整合性

国家開発計画、セクター別開発計画、地域別開発計画における開発目標・開発戦略との整合性のチェックを行う。

(2) 相手国における優先度・緊急度

国家開発計画における当該セクター・当該地域の優先度合、セクター別開発計画における当該プロジェクトの優先度、地域別開発計画における当該プロジェクトの優先度をチェックする。

(3) 相手国担当機関の実施体制

組織の準備体制、担当機関の能力、ローカルコストの予算措置、カウンターパートの確保、プロジェクトの運営形態、実施機関の組織、機能、権限をチェックする。

2．2　プロジェクト計画の妥当性

(1) プロジェクトの目標（上位目標）、及び、技術移転に係る具体的な達成目標（下位目標）の妥当性をチェックする。

(2) 事業費の妥当性（受益効果との比較、負担能力）をチェックする。

2．3　プロジェクト実施による相手国へのインパクト

(1) 裨益効果

プロジェクトの実施によって便益を受ける対象グループの大きさ、地域的・階層的分布から、分配面の効果をチェックする。

(2) 経済的インパクト

プロジェクト実施による生産増大、雇用増大、所得水準向上、地域間・階層間所得格差是正などに対する経済的インパクトをチェックする。

(3) 社会的インパクト

社会サービスの充足、生活環境改善、人口分散・集中抑制、ＷＩＤへの配慮など社会的インパクトをチェックする。

2．4　環境関連

自然環境、生態系、地域住民の経済・社会活動、伝統文化への悪影響はないかチェックする。

2．5　我が国の協力妥当性

(1) 地域別国別援助実施方針との整合性

ＪＩＣＡ国別事業実施指針等地域別国別援助実施方針との整合性をチェックする。

(2) 協力形態の適合性

我が国のプロジェクト方式技術協力の仕組みに合致しているかどうかをチェックする。

(3) 協力規模の適合性

協力期間、専門家派遣、機材供与、カウンターパート研修員受入れ、運営費用の規模が我が国のプロジェクト方式技術協力の標準的な規模に適合しているかどうかチェックする。

(4) 協力実施に必要な技術・知識・経験の有無

協力実施に必要な技術・知識・経験が我が国側に有るかどうかチェックする。

(5) 専門家確保の可能性

必要な専門家について、国内協力期間を通ずるリクルートやＪＩＣＡ登録専門家、コンサルタント等民間技術者等の確保の可能性をチェックする。

(6) プロジェクト支援体制の確立の可能性

プロジェクトの運営面、技術面を支援する国内の協力機関の確保の可能性をチェックする。

2．6　その他

(1) 国際機関、先進援助国との関連

実施について、他の先進国、国際機関による協力の可能性をチェックする。

(2) 専門家の居住環境

治安情勢等は、専門家の居住・活動に重大な支障とならないかチェックする。

(3) 無償資金協力、その他協力形態との関係

無償資金協力、有償資金協力、個別専門家派遣事業などとの関係、連携の可能性をチェックする。

(4) 過去の類似案件からの教訓

当該国あるいは他の国での、類似案件実施経験からの教訓をチェックする。

別添6　平成4年度開発調査要請案件検討書

平成4年度開発調査要請案件検討書（第　　回）

企画部発　年　月　日
事業部発　年　月　日
最　終　年　月　日

国名		企画部地域第　課	担当事業部：　部　課
案件名		要請機関・実施機関	調査対象地域	関連公電信：□上票　調査票　T/R

要請の概要	
調査の種類	M/P、F/S、D/D、基礎調査、資源調査 その他（　　　　　）
要請の背景（プロジェクトの必要性／問題の所在）	
調査の目的	
調査の内容	
調査時期、期間	
プロジェクトの効果	
受益者	
他のJICA事業・他援助機関との関連（実績、予定）	
プロファイ実績	
事務所、在外公館、先方政府の優先順位等	(1) JICA事務所の優先順位：＿／＿件 (2) 大使館の優先順位：＿／＿件 (3) 先方政府の優先順位：＿／＿件
在外事務所意見	

案件の妥当性に係る審査項目　（評価）

1．プロジェクトと相手国のニーズとの整合性　☆
a.国別援助実施指針策定対象国
(1)「重点援助内容」と整合性がある。　(◎)
(2)「重点援助目的」と整合性がある。　(○)
(3)「主要目標」と整合性がある。　(△)
(4) 全く整合性がない。　(×)
b.指針策定対象国以外
(1) 開発計画／政策と整合性がある。　(◎)
(2) 開発目標（課題）と整合性がある。　(○)
(3) 開発目標（課題）とほとんど整合性がない。　(×)
備考：
参考：円借款・世銀借款等の重点分野である。　不明

2．プロジェクトの妥当性（1:☆—✦、2-3:☆、4-7:✦）
*(1) 実施済開調案件等の結論・提言との整合性がある。
(2) 他のJICA案件との重複がない。
(3) 国際機関／第三国援助との重複がない。
(4) 効果達成（問題解決）のために当該プロジェクトが適切である。
*(5) プロジェクトの実施を妨げる自然／社会環境的制約要因がない。
*(6) プロジェクトは技術的に実現可能と思われる。
*(7) プロジェクトは社会的・経済的に実現可能と思われる。
備考：

3．調査の妥当性　✦
(1) 調査対象地域において、調査実施に重大な影響を及ぼす治安上の問題がない。（☆）
*(2) 調査済の類似案件の実現化状況からみて、調査着手は妥当である。
(3) 我が国コンサルタント等に当該調査分野のノウハウがある。
(4) 当該分野のコンサルタント等が確保可能である。
(5) 協力形態として開発調査が妥当である。
備考：

案件採択のための審査項目

1、プロジェクトの実現可能性、調査実施態勢　✦
*(1) 事業化の計画があり、実現の可能性もある。
想定される資金ソース：
(2) 実施機関の予算、技術者、便宜供与が確保可能である。
(3) 基礎資料・データが揃っており、活用可能である。
備考：

2．環境、WID、貧困等　☆—✦
(1) 環境
環境関連の案件で　（ある　ない）
調査における配慮の必要性：（ある　ない　不明）
配慮事項：
(2) プロジェクトの女性／貧困層等の社会経済状況に対する影響
（好影響がある　悪影響がある　変化なし　不明）
調査における配慮の必要性：（ある　ない　不明）
配慮事項：

企画部コメント

事業部コメント

第1次評価：　A　B　C　D

総合評価：　A（I　II）　B　C　D

Cの場合—専門家派遣、研修員受入れ、機材供与、協力隊、プロ技協、無償資金協力

☆：企画部記入項目　✦：事業部記入項目　　○：該当する　△：ほぼ該当する　?：不明　×：該当しない　（*は、空欄も可）

別添７　平成４年度プロジェクト方式技術協力要請案件検討書

平成４年度プロジェクト方式技術協力新規要請案件検討書（第　国）

企画部発　年　月　日
事業部発　年　月　日
最　終　年　月　日

国　名				企画部地域第　部	担当事業部：　部　課
案件名		要請機関・実施機関		サイト	関連公電信　□上位　調査票　T/R

要　請　の　概　要	
ターゲットグループ	参加者： 受益者：
要請の背景 （プロジェクトの必要性／問題の所在）	
協力内容 （活動内容）	
インプット	専門家：長期　名　短期　名 研修員：　名 機　材：　百万円 期　間：　年間
プロジェクトの目標 （直接効果）	
上位目標 （波及効果）	
他のJICA事業・他援助機関との関連 （実績、予定）	

審　査　項　目	評価
1．相手国のニーズとの整合性　☆ a.国別援助実施指針策定対象国 (1)「重点援助内容」と整合性がある。(15) (2)「重点援助目的」と整合性がある。(10) (3)「主要目標」と整合性がある。(5) (4) 全く整合性がない。(0)	不明
b.指針策定対象国以外 (1) 開発計画／政策と極めて整合性がある。(15) (2) 開発計画／政策と一応整合性がある。(8) (3) 開発計画／政策とほとんど整合性がない。(0) 備考：	不明
2．治安状況及び専門家の生活環境　☆（✦） (1) 概ね良好である。(10) (2) やや悪いが、プロジェクト実施に重大な影響はない。(5) (3) 極めて悪く、危険が予想される。(0) 備考：	不明
3．当該分野の専門家及び国内支援体制の確保の可能性✦ (1) 十分確保可能 (10) (2) 部分的に確保可能 (6) (3) 現時点では確保不可能、５年度以降確保可能 (4) (4) 確保困難／不可能 (0) 備考：	不明
4．要請内容の妥当性　✦ (1)「問題」の解決方法として当該計画が適切である。 (2) インプットの規模がプロ技協として適切である。 　→×の場合：大き過ぎる　小さ過ぎる (3)「活動」の範囲がプロ技協として適切である。 　→×の場合：広過ぎる　狭過ぎる (4) 相手国に、要請内容（技術）に対する受容能力がある。（要請された期間で技術移転が可能であり、協力終了後も持続性が期待できる。） (5) 想定された目標（効果）が適切である。 (6) 上記(1)～(5)につき、計画段階で修正可能である。 備考：	
5．実施体制　✦ (1) 相手国に十分な実施体制（予算、C/P、施設がある。） (2) 在外事務所（大使館）があり、支援が得られる。 備考：	

評　価	
6．他関連案件との重複　☆ (1) 他のＪＩＣＡ事業との重複がない。 (2) 国際機関／第三国援助との重複がない。	
7．環境・ＷＩＤ・貧困　✦ (1) 案件実施により環境への悪影響がない。 (2) 案件実施により女性への悪影響がない。 (3) 案件実施が女性の社会経済状況の改善に資する。 (4) 案件実施により貧困層への悪影響がない。 (5) 案件実施が貧困層の社会経済状況の改善に資する。	
8．事務所、在外公館の優先順位等　☆ (1) ＪＩＣＡ事務所の優先順位。 (2) 大使館の優先順位。 在外事務所意見	位 位
企画部コメント	
事業部評価	
総合評価：　A　B　C　D　E　F　G Eの場合→専門家派遣、研修員受入れ、機材供与、協力隊、無償資金協力、開発調査 （コメント） 実施のための必要条件：	

☆：企画部記入項目　✦：事業部記入項目　　審査項目４～８・・・○：該当する　△：ほぼ該当する　×：該当しない　？：不明